琉球大学学術リポジトリ

講義ノート：植民政策 一 ［第一章 植民の本質］

メタデータ	言語:
	出版者:
	公開日: 2018-04-16
	キーワード (Ja): 矢内原忠雄
	キーワード (En): Yanaihara Tadao
	作成者: 矢内原, 忠雄
	メールアドレス:
	所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/38380

矢内原忠雄文庫

史料名	植民政策 一［第一章 植民の本質］
封筒番号	451
原文所所蔵者	琉球大学附属図書館
撮影年月日	平成 17 年 11 月 21 日
撮影者	富士写真フイルム 株式会社
備考	

矢内原忠雄文庫

封筒番号： 451

史料名	植民政策 一［第一章 植民の本質］
資料形態	ノート
枚　数	74
頁　数	148
縦（cm）	21
横（cm）	16.5
厚さ(cm)	
書誌的事項	植民 今泉分類記号： Y

琉球大学附属図書館

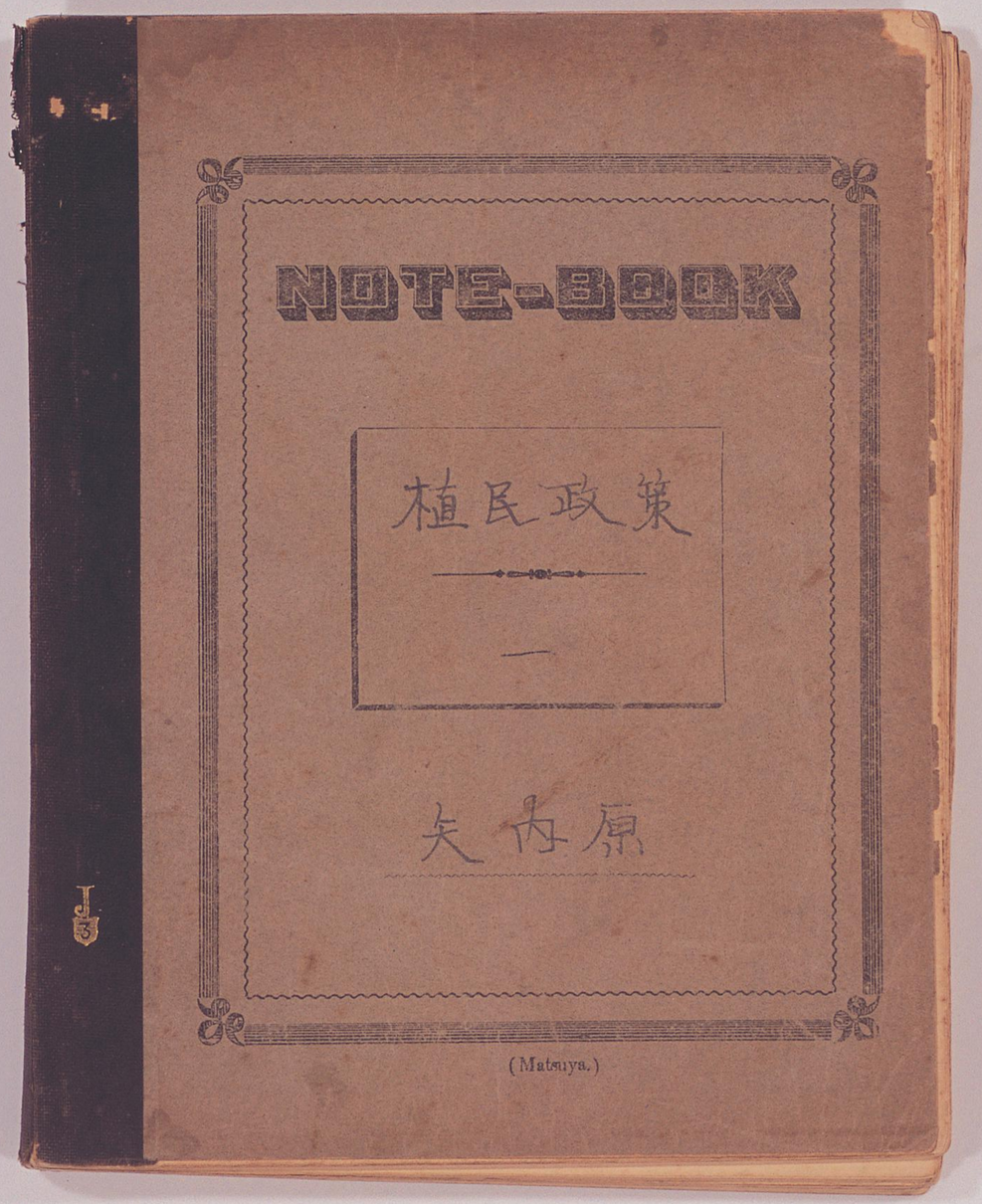

1/10

植民政策講義

自大正十二年十一月　農学部
自　〃　　十二月　経済学部 法学部

第一章　植民の本質
第二章　植民の動因
第三章　植民の社会的影響
第四章　植民の経済的影響
第五章　植民地の領有及分類
第六章　植民地の成立及終止
第七章　~~植民地の領有~~ 植民地の~~政策の沿革~~ 所有の得失
第八章　植民政策の沿革

Luxemburg "Kapital." 24章7節 資本の生産、蓄積の歴史的傾向 河上肇 世界史教程 P.15-6

Georges Ciorescu, Les Mandats Internationaux 1921

E. G. Wakefield: A View of the Art of Colonization

Roscher. 初版 1848. 第2版 1856. 第3版 1885. (第3版 = Jannasch + 共著)

Erste abteilung. Grundzüge einer naturlehre der Kolonien } Roscher
Zweite " . Hauptprobleme der neuern Kol-politik }
Dritte " . Deutsche Aufgaben in der Gegenwart — Jannasch
(Auswanderung u. Handel)

G. C. Lewis: An Essay on the Government of Dependencies. 1841

H. Merivale: Lectures on Colonization and Colonies 1861.

H. E. Egerton: Origin & Growth of the British Dominions. First Ed. 1904. Latest Ed. 1910.

— " — : British Colonial Policy in the Twentieth Century 1922

Lucas, C. P: Historical Geography of the British Colonies. 1888 —

Reinsch P. S: Colonial Government 1902

— " — : Colonial Administration 1905

Morris H. C.: The History of Colonization. 1908

Roscher W. u. Jannasch R: Kolonien, Kolonialpolitik und Auswanderung 1885 -

Köbner O: Einführung in die Kolonialpolitik 1908

Zimmermann A. Die europäischen Kolonien 1886 -

— " — . Geschichte der deutschen Kolonialpolitik 1914

Meyer H: Das Deutsche Kolonialreich 1914

Girault. Arthur Principes de Colonisation et de Législation Coloniale.

(Dubois, Marcel: Systèmes Coloniaux 1891)

Leroy-Beaulieu, de la Colonisation chez les Peuples Modernes 1891

Siger, Carl: Essai sur la Colonisation 1907

Vignon, Louis: Un Programme de Politique Coloniale (Les Questions Indigènes) 1918

Sarraut, Albert: La Mise en Valeur des Colonies Françaises 1923

山本美越乃: 植民政策研究

浅井虎夫: 植民原論

大塚豊: 毛里植民史

大山郁夫　政治の社会的基礎

＊即ち植民の本質は ἀποικία と colonia との原義を併せる所にあり。

ἀποικία　ἀπ = away from　οἰκία = home　Separation, dwelling, departing from the house

colonia　colere = den Boden urbar machen.　to till (cultivate) the soil.　開墾的 農耕

Colonus = tiller of the soil. farmer.

Colonia {(1) 土地 plantation / (2) 人 planters. settlers.}

即ち＊新に別の地域に移住した人々（本来発祥の地代り）

＊一時的移民は植民にあらず。個人的移民も植民でない。

（Holland における Puritan は未だ植民地とつくらず。アメリカに至り separate community をつくりて初めて Colony となった（Lewis））

第一章　植民の本質

人類社会は氏族、民族、国民等種々の社会群若くは社会的集団より成り而して各集団は各々一定の地域に占居す。地域的分居は異地方的集団意識をもせしめ各社会群中更に各種段階の地方的社会群を細別するを得。社会群は其一定の地域に束縛せらるる如にあらず。移動の自由を有するは個人も社会群も同様なり。社会群又は其一部が其居住地域を変更することは下等動物以来引きつづき行はれし事にして其新なる居住地域は無主なることあり或は既に他の社会群の占居せる地域なることあり、いづれにしても其の新たなる地域なるが故に之に移住する社会群の~~社会的性質は~~性質に特殊の新を生ず。此の社会群が新なる地域に移住して社会的性質が性質~~に従う~~する現象が植民の本質を為すものである。＊~~故に植民は植民は人類の社会的生活に特殊なる一の社会的現象なり、社会群の本質的分子に若く集団的生活現象なり。移住とは新たなる地域に移動定住して新なる社会的集団生活を営むことである。新地~~

新なる地域に対する移住は常に植民の一要素なり。而かもこの移住は~~本質上~~本質上植民と同一にあらず。移住し定住し其地域にあって新なる集団的生活を営むに至りて始めて植民と称す。＊植民は社会的性質的性質なり。単なる軍事的政治的性質は征服にして植民にあらず。征服は屢々植民の前提たれども厳密上之を混同すべからず。

!!? wirtschaftliche Unternehmung
besteht in der Verpflanzung von Volksbestandteilen
auf neuem Boden
bezweckt dessen Nutzbarmachung durch Erweiterung
der Gütererzeugung und des Güterverbrauchs.

[illegible] ein neues Deutschland を創造する目的を有する目的にのみ植民である。植民は この "Wollen" を有せざる故、植民に非ずとなす。

*植民とは文明特殊の言き社会群が他きものの上に勢力を及ぼす[illegible]にして文明他き国民が文明なき民の上に為す移住（[illegible]人の[illegible]アメリカ移住の如し）は植民に非ず（Reinsch, Col. Government P.15）~~植民~~ Morris. P.15）と為すものあり。これ極めて我まゝなる議論にして植民が文明の言葉なる社会群によって行はるゝことを忘れしものにして植民の本質を為すべからず。真社会群が文明の程度の差違を判別するに困難なる場合あるのみならず（ドイツ人、アメリカ移住）殊に地域に於ける社会的他律的支配なるに於て移住社会群の文明の言葉を認むるが為なるべし。植民の本質を決定せんとせば現象そのものを固執せざるべからず。）

（次頁 Roscher の定義）

[illegible]（Franz）また曰く Slave-trade のみを強制的移送[illegible]により植民と称すべからず。[illegible]所謂強制植民地なるものの存在を否定するのである。然し他界人、貧民、異端者等を強制移住せしめることが植民ならば slave trade による negro の移住も（これ後者、中等程度の[illegible]）

次頁：

植民は人類の自然的生活に自然なる一の社会現象なり。社会群の本能的必要に基く事実的生活現象なり。故に本質上目的観念を包含するものにあらず。社会群の意識的希望に基く行動にあらず。~~植民は~~ 植民の本質は或は侵略の生産及消費の~~[illegible]~~拡張に伴う土地利用を目的として~~[illegible]~~民の一部分を移して土地に移住することにありとなし（Alexander Franz: Das Wesen der Kolonisation: Zeitschrift für kol. politik 1907）或は~~[illegible]~~文明的目的を同じうする社会を建設するにありとなすは（[illegible]植民主義）~~植民~~ 植民を政治的政策的に変革したるものにして植民の本質をつくすものにあらず。植民ありて植民政策あり、政策ありて始めて植民なる現象を生ずるものにすぎず。

社会群の移住には全部的なる場合と一部的なる場合とあり、学者通常前者を migration と称して後者と区別す。（Lewis: 社会的本能 [illegible]）。蓋し母体たる社会群と移住社会群との間の関係を以て植民の本質なる一観念とせば社会群の全部的移住は之を植民と称すべからざるべし。然れども移住地域に於ける社会的政治的支配は それが社会群の一部的移住によって行はるゝと全部的移住によって行はるゝとによって懸隔を異にせず。社会現象を実質的に観察すれば所謂 migration も植民も本質に於て差違なきなり。*

~~移住地域に移住せる社会群が その物的及社会的各種の面を統制して 別個の 専制的主義の下に新たなる社会群を~~ を制御して 専制的性格を統一し或は 新に ~~[illegible]~~

Reinsch: Colonial Government.

A Colony is an outlying possession of a national state, the administration of which is carried on under a system distinct from, but subordinate to, the government of the national territory. (P.16)

山田. P43-44

Roscher: Kolonie の要素

(A) dass ein mehr oder weniger altes Volk ein mehr oder weniger junges Land im Besitz nimmt,

(B) dass ein Theil des Volkes sich von Ganzen ablöst. (S.1)

// 之ニ対シ Völkerwanderung ト比較セヨ.

~~而~~ 要するに ~~その地域の~~ ~~を強制的に~~ ~~[illegible]~~ ~~最早中~~ ~~[illegible]~~ ~~新しき地域にあるものとして~~ ~~他方の固有の地域なる本国系統の~~ ~~[illegible]~~ ~~植民者の政治的関係は絶滅す。~~ 植民は ~~旧~~ 植民の絶滅を除去す。

> 植民は人類の自然的 云々 - - -
> - - - - - - - (学説ノ)

学者の通説は 植民を ~~政治的~~ ~~[illegible]~~ 政治的に観察し 植民とは ~~[illegible]~~ 一部分が ~~[illegible]~~ 本国の領土外に分離し 本国の領土に従属 ~~[illegible]~~ すべきものとなし (山田. 32-33). 著者に従りては ~~[illegible]~~ 本国に対 別経度地点に政治的従属関係の存在 ~~[illegible]~~ なし. ~~[illegible]~~ 本国民の部分的移住を植民の要件とす. ~~単に統治権の拡張にすぎず~~ (山田 P42-43). 之山によりて ~~移民及び[illegible]植民と植民とを区別すべしとす。~~

也説は 植民地なる政治的観念を基礎として 植民なる観念を定めんとする如きにて順序を顛倒せるものである. 植民は分離地域に関係するものなれども其本質は 社会的活動の現象たるにあり. 地域の政治的活動のみは 第二段 (形式的に) のことである. 也説は また 植民の研究を以て政治学の一部に限定し 人類の (植民的区別は) 子孫的生活を示すもの後然して発生したる現象なりとなすも誤れり (山田 P11) 然れども植民の社会現象たる以上 その研究は 社会学的に之を為さざるべからず: 因来先住は 社会発達の中途にあるして発生せしものにて 植民も亦それよりより存在せざるなり. 社会には 民族以外の社会群存在し その地域的活動に伴い 社会的活動を為す 植民の本質にあれば 子孫的植民と異るものにあらず.

Colony & Colonisation の意義.

Wakefield P.16.17

a. emigration & the permanent settlement of the emigrants on (wholly or partially) unoccupied land

b. depend or independent. (母国の経済的に独立か否か)

Colony の people & settle する process を Colonization という

"Mr. Mothercountry" of Colonial Office. P.37. Colonist, Statesman Mothercountry. 三人の letter 交換の形

Colonization Society の創立. 1830. mere emigration の代りに systematic colonization

Swan River or West Australia, settlement の世話をする人々 P.43

"Theorists of 1830" の主張.

1. 土地有償払下げ主義 (移民をしない. P.44-45)
2. 低賃金労働の搾取政策 (N.S. Wales 及 Van Diemen's Land に移民せない)
3. convict 流刑を廃止
4. local self-Government を認める. (Colonial Office の干渉を排す) 此点に完全ならず
5. 宗教の事に於て各宗派に対し平等待遇を与ふ.
   infant colony に教会, Bishoprics の建設を. 和蘭 各 sect に対しても (Roman catholic, Scotch presbyterian, 他の Dissenters, Jews)
   1831. South Australian Act 出る. (自由な植民地としての経済上の理論に基づいた. P.47)
   1837. New-Zealand Association 創立.

England に於ては労働 (labor, Capital, professional) が competition の為に困る大

Colony に於ては人手に対し room 充ちり. Colony に於ては次の事情に注意すべし. 第一に堅実なる自由の植民地

a. 一方は capital と labor, 一方は自制に富む人々の分離

b. "tolerably good government" (P.82)

Systematic Colonization, (Socially)

貴族に対する植民. 非常人植民を支持し. English Society の各階級よりママ移住すべし. Nobles に対し Government に招聘せりあるいは移住の為に inducement を与へ. 又宗教的に移住すべし. (Dr. Hinds' Essay on Col. 本書 P.109, 114 等)

第二 内地植民は母国の本国内に於ける植民なるが故に之を植民と称すべからずとなす (Roscher, Reinsch). 若し植民を以て単に母国的性質と言はば母国の一部なる以外の他の地域に移住することを以てのみ植民と称するを得べし. 然れども母国内に更に地方的政治単位の分立を認め得べく, 而して若し移住なる他の地域即ちその政治単位にとりては別個の地域に対して行はるる時は基本的に対して海外植民と異なるものにあらず. 故に植民の要素を以て別個の政治 (new and separate community, Lewis. P.168) の建設にあらざる内地植民は之を植民せずとなすべし. 既に植民の本質を政治的に論ずるを不可とせば内地植民に於てもきっと専用せられる植民の観念に適合すといふべきなり. 適合は又移民と植民との区別を以て本国と移住地との間に於ける政治的経済的関係の有無に帰す. 即ち曰く「移民とは自国の主権の行はるる地域を離れ移住する者を謂ふ. コロニーとは本来の母土に対して自国の主権の行はるる土地に移住する者をいふ」と (山本. P.43-44). 然れども全体は人人の見解に基づく政治的性質と市場に於ける経済的性質とに於て実質上の区別を認むることを得ざるなり. Franz は曰く 海外への移民は植民にあらず. 其外国の内地植民の一種なり. (Franz: Das Wesen der Colonisation) 其植民的性質は自国の判定となす. 該外国の判定と異なるなり. 之れとの功利的出発点に於て決るのみなるべし. 観念上混雑を免れず. 移民が他国の国内命令の一要素となることは有るべけれども本質上よりいへば其所属する政治的の性質に外ならず

田口卯吉 『経済学』

* フランク(Frank)曰く slave-trade のみを強制的移民による植民と呼ばるべからずと。然らば政治刑罰植民地なる植民の存在をも否定すべきである。然し犯罪人流刑囚等を強制移住せしめることが植民ならば slave-trade による negro の移住も植民と呼ばるべきか。之を植民の本質と考へるこの点に見て必然に見さるべきは之れ negro ~~[illegible]~~ 自身の植民地化の植民地化に過ぎず。negro の移住が新しき地域に移住し新たなる政治的法律に従属する以上 negro の植民と云はるべく、その移住が法律に基づいたと自発に基づいたとを問はざるの必要なし。

[illegible]

** 新しき地域に移住せる移住者が新たなる自然的 ~~及~~ 社会的条件を ~~新たに~~ 新しき又は古と融合して ~~[illegible]~~ 新たなる等質社会の下にその文化を確立せば、換言すれば この地域が古後社会形成に加はるとき新しき地域に於ける自己の固有の地域たる等質社会のもとになるとき 植民なる概念の現象は終止す。植民とは多く植民者の概念と密接するものなり。

植民 移住 移民 植民 移住 移民 Max Schippel: Die wirtschaftl. und die Formalpolitische Auffassung der Kolonialpolitik. (Sozialwissenschaft 1916 ヨリ)

Heligoland. Algier. Congo free state.

○Marx:

Siedlungskolonisation, 等併 (1) ~~facies~~ Freilandvorrat. (住居者人口に比して土地の豊富なる状態 Jungfräuliche Boden.) (2) Siedlerzustrom. (住居者、土地所有者以外の労働者が入り来りて土地を所有するに至る)

「アメリカ合衆国の植民政策」 及び Kolonialland 参照 (Kapital 第I巻)

○ „Kolonisation ist die Ausdehnung (Expansion) eines Gemeinwesens über ein neues Gebiet. (政治的組織の内容 wesentlich ヨリ)

(Selections from the Economic History of the United States 1909. P. 597

之を移住者の内地植民なりと解するは概念の混乱を免れず。*

移民又は植民を以て技術的又は政治的に解すれば、シオン主義によるユダヤ人の Palestine における移住植民の現象は何と称すべきや。ロシア系のユダヤ人に関しては之をロシア帝国の移住民なりと称し、ドイツ系のユダヤ人に関しては之をドイツ帝国の移民なりと称すべきや。或は Frank に倣いて当然侵略的なる英国の内地植民なりと称すべきや。いづれも実際に適応せず。之れユダヤ民族なる社会群の植民なることは明らかである。之を以て見ても植民の本質が政治的又は政治的概念にあらず。むしろ社会的概念たると知るに足るべし。**

翻ってみるに今は植民の本質を以て直接的に移民の外、特殊的 migration、移民、内地植民 及び本国以外の社会群の固有の移住に対しても共通なる如く解せり。之れ現象を現象として見たる点の結果なり。之れは之に形式的の区分を設け五氏の一部分、本国の外に位し ~~[illegible]~~ 一部移住 即ち之と政治的関係を有する地域に移住し従属する現象をのみ植民と称するは政治学研究の範囲に於ては多くの制限あるを認む。

(政治の研究は勿論広義の植民をも対象とす。然るときは 然るときは 政治学は概念上 右述の如くなれば)

Spanien — Edelmetalle.
英 … W. Raleigh の植民目的。 Gewinn neuer, fruchtbarer Ländereien unter einem grünenden Himmel, neuer Tauschmittel, neuer Märkte; Vermehrung der Schifffahrt; Ableitung der überflüssigen Population. (Roscher. S. 182)

la Colonisation qui puise sa cause originelle et profonde dans la vie active de l'homme, est une des manifestations de la Force. (Sieger: P. 13)

ドイツ 移民統計. (Roscher S. 377)

1821–1830	8.000人
1831–1840	177.000
1841–1850	485.000
1851–1860	1.130.000
1861–1870	970.000
1871–1880	595.000
1881–1883 (三年間)	570.000

巡礼人口の移動
~~Ko~~ Klerusdia
古代イタリー … 都市ローマ Umwandelungs-conscription ニテ移民ヲ強ス (ver sacrum)
Gracchus 133 B.C. 頃
Cäsar … 80000人ノ移民ヲ強ス。(Korinth ト Karthago 再建ノタメ)

Troeltsch P. 147

第二章 植民の動因

植民の動因は社会群の生活力にあり、社会群は常に静止の状態にあらず、自然及び他の社会群の抵抗と闘ひ、順応しつつ其存在と発展とのために活動するものなり、その活動力は特動性と集中性とにあり。社会群の一部が新たなる地域に移動し、ここに集中して新たなる集団の生活を営むは社会群生存の必然に出づるものにして、その動因は社会群自体の活力にあり。よりよき状態を求む人類共通の心の要求に基づく。(Giacomo Barone Russo. L'Émigration)。而して植民なる現象の生ずるためには、移住社会群に上述の能動的動因あるのみならず、移住すべき地域にても受容すべき受動的動因あるを要す。~~その地域に~~社会的及び自然的各種の活力にて他社会群の移住に抵抗すること大なるかぎり地域に対しては植民的活動は生ずるなり。

植民の活動は之を活動的及受動的に別つを得べし。(活動的動因とは)~~(活動的及受動的に分ちその条件を更に)~~ 或地域に~~かれ~~社会群の~~(生存の)~~活動性に不安を感じ~~(著不利なる影響より離脱せんとする)~~ ~~或は活動的に~~ ~~活動的~~ ~~必要~~ ~~なり~~ その活動的動因は要するに移住地域における生活状態の減少である ~~命じて他に活路を求めしめ~~ ~~或は他の豊富なる~~ ~~受容する地域を求めるには植民的活動を行はる~~。而して社会群の生存には ~~一定の~~ 地域を要件とす。而して一定の地域がいくの上に社会群の生存を支ふべき生活力は制限にあらず: Malthus の人口論は土地の生産力を絶対的に飽和したる点にて説くなれども人口の自然増加は動かすべからざる事実なり。土地は勿論と雖も投下資本により収穫逓減の法則を制止するのみならず、而して積極的にその生産力を増加す。而して工業の発達は之によりて進化を支ふ。

Greshamの法則と類似す。（ニトベ生活、アルカ好適ノ例）（他人ヨリ好生活ヲ営ムヨウ）

*(1) Irlandの飢饉

1845 Potato blightによる飢饉。

1841 Irland人口 8,175,124　　Irlandについて人口非常に増加せり。(Levy-B. P. 697)

1851 〃 6,515,794

(2) Grossgrundbesitz と Auswanderung との関係 (Philippovicz. II. 1. P 3f)

*(A) 人口密なる東部の方が人口疎なるWestenより多くの移民を出した。

1891年 1000人につき移住者

人口稠 { Westpreussen (人口密ハ 59.0 per 1 qKm) .. 10.94
Pommern (52.5) ... 6.40
Posen (63.1) .. 10.41

人口疎 { Westfalen (133.5) .. 0.93
Hessen-Nassau (111.9) ... 1.81
Rheinland (181.4) .. 1.06

ポーランド移住

(1) 王室地方ニテ、人口ヲ移住スル方ヨリ
(2) 農民ガ、農業地ヲ地・相続シタシ。(Roscher. S.398-402)
(3) 農民ノ移住傾向 (大地主制)

Romeのlatifundia制ハ貴族に基く貴族に土地を分与するためのGraccusのcolonisation.

plebeian colonies (貧民植民地)
military colonies (Soldiers ニヨル植民)

Irland

				%
次表参照	1873年	2025 ha 以上の所有者	744人	(全面積ノ 47.69)
		202-2025 〃	5717人	(40.21)

Auswanderung

1841-1851	2.5 Millionen 以上	
1853-1896	3.0 〃	
人口 1867年	5.5 〃	Auswanderungによって人口の減少はなはだしかりし。
1897	4.5 〃	

(B) Woollen Goodsの輸出禁止 (William III. Ulster人口の半をアメリカに出した。1730-1770s.) Egerton P.103-104
Englandは Waleに対するが

(C) 移住人の移住は平和的移住、政治上の様式、社会的、経済的 opportunityのためとなれり。

(D) War of Palatinate (1688-1697. Louis XIV. Palatinate (莫大侵略フランス) ニヨリ Palatinate 住民ノ荒廃ニ出シ 1708, 1709年ニ三万人以上ノドイツ人アメリカ (Pennsylvania) ニ移住シタ。(Egerton P.102)

移住ヲ多ク

移住者 1880代 20万人
〃 1900代 2万人

なるべき人口数を激増せり。故に一定地域に対する人口密度の増加はそれ自体に於て経済状態の不良化を来たし延て他の動因なる如きあらず。生産力の増加が人口増加に匹敵し或はそれ以上の割合なるときは移住は行はれず。前者の一例に及ぼすべき*人口 ~~[illegible]~~ の増加は移住の potential energy と称す。蓋し他の地域に於て人口に対する富源あり一層良好なる経済的生活を営むの見込あるときは之に向って人口の移動を生ず。この potential energy に対する圧力はその経済的又はその一部に対する現存的生活的又は政治的の圧力なり。現存的圧力は自然的及経済的原因に基く天災地異及飢饉に基くは前者に比し政治的制度、宗教的迫害に基くは後者なり。

人数増加生活の発展に従っては人口の自然増加その他の原因による食物の欠乏は常に本住地域の変更を惹起しなるが現存の進歩すると共に生産条件の改善に伴い生産増加の原因による人口移動は減少しなるが更に経済的必要の増加の原因に基く移住民の派遣をなせり。他の地域に資材を求めんとすること、及び市場を拡張せんとすること之なり。第十五世紀の西葡両国の金銀等の発見をなし、十七世紀のHollandの香料(Cape等)等の需要を求め、近世の諸国がcottonを他の原料品を求め、更に自国の工業に対する市場、資本に対する投資地を求むるはいづれも経済的発展の必要に生ずる要求なり。~~[illegible]~~ 単なる高等なる投資はもとより移民にあらず。大いなる資本は移民的性質によりて初めて有効に

(E) 経済界の不況. crisis. 勇敢の失業者.
(F) 外国人の迫害. Jewに対する Margenet. (1882)

Ireland の大地主元割ト農民トノ関係 (clearing of estates) (Leroy-Beaulieu P. 689)

	Nombre de tenanciers évincés	Nombre d'émigrants	Proportion des émigrants aux éviction
1849-60	1.865.000	1.551.000	81 P. 100
1861-70	236.000	867.000	360
1871-82	311.000	712.000	230
	2.412,000	3.130,000	130

England 16. 17世紀ノ農民ハ enclosure (耕地ヲ牧場ニ変ウルコト) ニ基ク。
(Leroy-B. 又は Egerton P8-9)

新植民 宗教迫害史論.

Egerton: Origin & Growth: Ch. V. The Influence of Religious Dissent on the Foundation of Colonies

(1) Coligny. ~~[illegible]~~. ~~Hugenot~~ Huguenot 移民政策. 1556 Brazil = 第1 Colony .. leader が Villegagnon が Catholic.
Pilgrim Fathers --- Massachusetts. 1620. 之用 Mayflower 之ニ乗 102人.
Roman Catholics ... Maryland. (1632 ビシテ, 其ノ 1642. Carolina = Port Charles (又 Port Royal トイフ) ヲ建設シタ。Spain ハ "heretics to the church" ト宣言セリ。(Morris P. 364)
Quakers --- Pennsylvania. 1681年. 3000人
New York = 2 state ガ
独立 Quaker = 代表 = sect ハ Pennsylvania = 多シ.
Jews .. New York. Brazil (sugar-cane 栽培) West Indies.
Scotish-Irish Presbyterian (from Ulster) .. Pennsylvania. North Carolina.

予想シ Sect: Amana-Gemeinde (北米 Iowa ガ).
(Diell: Sozialismus. S. 21)

~~[illegible]~~

~~[illegible]~~

~~[illegible]~~ 部因 ~~[illegible]~~ 宗教上人種上の理由ハ別ニ独立シテ ~~[illegible]~~ 宗教的文化的又ハ政治的勢力ヲ他の地域ニ及ボサントスルモノカ)

一民族ノ間ニハ宗教、人種等ノ基礎ニ基ク各種ノ社会群ガ交錯シテ存在ス。各種ノ社会群ハ各ヲ集団意識ヲ有シ、而シテ集団意識ハ自己ノ特殊存在意識ト共ニ他ノ他集団ヲ排斥憎悪ノ感情ヲ含ム。故ニ一民族内ニアリテモ支配階級ニ属ス宗教的集団又ハ人種的集団ハ他ノ劣勢集団ヲ圧迫スルモノデアル。故ニ之等ノ被圧迫社会群ハ機会ニ提供セラレタル他ノ地域ニ移住シテ獲ラレタル生活ヲ為サントスルカ為。

宗教的圧迫ニ基ク移住ハ西ヲ tolerance ノ精神等ニ基ク共ニ等ノ意識ヲ強ク関係ニ違リタルガ中ヲ北ニ於テハ極メテ有力ナル動因タリシナリ。例ヘバ Huguenot" 英国ノ Puritans; Roman Catholics; Quakers. ~~[illegible]~~ ~~Aus Spain~~. Presbytarians. Spain, Portugal ヨリノ Jews 等ハ之ノ著例ナリ。
Egerton ハ Virginia (Sir Walter Raleigh), Georgia (Philanthropy 慈善主義. & defence. Spanish & Indian aggression ニ対抗ス) 及 New York (Holland ヨリ来ル) ヲ除キ ~~他の~~ 其他ノアメリカ各邦ヲモ概ネ宗教的ノ影響ニ負ヘリ。(P. 105)
~~[illegible]~~ 大体上ノ圧迫ニ基ク移住ノ著例ハ稀ナルナリ。しかも 特ニ New York ヲ除外セルハ ~~其ノ英国ト教会ニ対スル不公同盟 (Nonconformist~~

*に1 彼は Amerika の発見及び繁栄の主として Jew の力あると世べ Amerika は之を ~~Jew~~ Judenland と称するを得べしと為せり (S. 31) そは後段の言葉にても Jew の重要なる要素の一を占むるは否定すべからず。

Moses の下なる Exodus も
政治的資力の充実(之に対する支那人の envy)の外に
人種的、宗教的特異の存在が支那人の反感を誘ひたる如かり

Portugese Jew.
1492. St. Thomas に移住して Plantation に移住し
Zuckerfabriken を立て 3000人の Negersklaven を使用せり.

Barbados. 1627 英領となり 1641 Zuckerrohr 移入せり.
Zuckerindustry の改良は Brazil 中の Jew が教へたり.

Zucker
輸入砂糖高 1840. 1000 ton
1904 2,400,000 ton

Amerika 発見と Jew.
Abraham Zacuto. (Span. Salamanca 大学の教授. 天文学教授)
天文表をつくり (1473)
Jose Vecuho (1484) 之に基き太陽、惑星の赤道に対する傾斜、距離を測定し最初地球儀をつくる
Columbus の first expedition の援助は Luis de Santangel (Kgl. Rat)
" second " の費用は 自分迫害に苦しめる Jew の Geld を Ferdinand の Aragonien が使用したるものを以て充てたり
Columbus の船には多数の Juden 同乗せり. アメリカの地を踏んだ最初の人は Luis de Torres 中の Jew なりき
Columbus 自身の系統は Jew なりしかも

過言なりといふを得ず. 仮令なれば New York は其繁栄を Jew に負ふ所極めて大なれば なり。

Jew の植民的活動に対する考察は Sombart の説明せる所 (Die Juden und das Wirtschaftsleben S. 30–48). Jew は歴史的民族中最も非凡的存在をつかせられたるものの一にして甚だ力なる資力は技術的の発達を促すと共に甚宗教上人物上の特異の存在は屢々迫害の原因となり、此の技術的及精神的の動因によって Jew の植民的活動が著しいのである。Sombart は前者にのみ着目し後者を看過してゐるが イベリヤ半島殊に Portugal の Jew が America に移住せる主因は本国に於ける宗教上の迫害 (Inquisition) に帰せざるべからず。殊に Brazil は絶好なる農業地にして東印度に於けるが如き先住民族の attraction なき地なりしを以て Juden 及新教徒を此に移住せしめたり. Brazil が Holland の手に帰するや (1624) Holland の Jew 亦ここに移住し 1654 年再び Portugal 領となるや Juden 其他の Nichtkatholiken は Portugal 本国に於ける同教の信教を受くべしとの条件に基きて国外に追放せられ. 彼等は Barbados. 及 Jamaica (英領) Suriname (蘭). Martinique, Guadeloupe, S. Domingo (仏) 等の西印度諸島. 及び New Amsterdam (1654) を始め Long Island, Albany, Rhode Island. Philadelphia 等の北米東海岸諸地方に入り込んだのである。

此等に及び宗教上の迫害は往時想像想像されて Jew の ~~大部分~~ 西洋諸国の圧迫を受くるは人物上特異の存在を有する故なり。これ十九世紀に於ける第欧 Jew の移住の主なる動因なり、その大部分はアメリカ合衆国に

Russia

1882. 5月 Maigesetz.
対露方針、農業化を基す。教育上制限を加ふ。
1903 キシネフ、ホメルの虐殺
1906. ニヒトメル の虐殺.

Rumania
「外国の保護を受ける外国人」 対露方針：土地所有、有権者数、官吏を基礎

Poland.
ドイツ.

移民Jewの数
1881—1908. 200万人
内 170万人 — 露西亞
19万人 — 英国

*Jewは Pogromを免れんとするのみならず この national home を建設せんがために Palestine に移住し

入り而 Canada、英国、Palestine にも移住せり。
更に政治的理由による植民の消極的動因は其の例を Greece に見る。Greece 諸の古典的政体は city-state にして多数の citizen を投票所に通ぜず故に人口増加して政治的学問を進めすや之を信知する為めには ostrachism 又は植民を公認せり。多島海諸島、小アジア沿岸及び Italy に於ける Greece 植民地は多くこれを示せり。
移民のもく一の社会群に於て 移住的 ~~経済的又は~~ 宗教的 人種的 政治的 ~~経済的~~ の ~~人口~~ ~~経済~~ ~~植民の~~ 消方の 動機
社会生活上 ~~次の~~ 如き 条件 存する時は 其人口をして 植民的活動に 駆かしむる 消極的 動因たるべし。~~而して 積極的 移住発展の 動因たるべく 社会的発展の 示唆 植民の 積極的 動因たること 多大なり。~~ 植民の積極的動因は之に反し 社会群の 移住的又は社会的 力があふれて 他の地域に及ぼんとする 如き、金力を以て 消極的動因として 厳密なる 事項もしくは 生産面に於て 積極的建設の方面を有す。Ireland人は単に 宗教上の圧迫を免れんとするのみならず ~~移住して~~ 進んで 繁栄なる 移住的 地域を建設せんが為めに America に移り、Puritans の移住、Greece 人の植民も 同じく 宗教的 政治的 圧迫を脱せんとする外に 進みて 自己の 欲する 生活を建設せんとなせるものなり。~~今の 場合に 積極的 動因と 解する外~~ 之以上 之等の外 消極的 動因の 認むべき 如きに 拘らず 南進んで 植民 移住を move するものなり。積極的動因 なるなり。
人数 社会生活の 初期に於ては 社会群の 移住 移住 移住の 範囲は 全住民 の地域内に限られ ~~其地域の生産力~~ 人口の 増加 又は 土地生産力の 増加 減少 ある場合には 社会群の 全部 若しくは 一部移住 行はれしものなるが、移

Pawlovitch. Foundations of ~~Imperial~~ Imperialist Policy. (P.23-27)

Greece 起る（紀元前）の予想 { (1) 土地獲得に伴う trade の利益
(2) slave を得ることを目的とす.

Rome 発展の予想 bankers, farmers, merchants, usurers, financiers —
all this class of exploiters が強力に予期された (Ferrero; The Greatness & Decline of Rome.)

phoenicia (2) 土地の占領 (3) slave. > 商業資本の出来た時代.

Venice. Genoa 等 Italy 都市の発展 ... trade.

Aragon Castilla の合併 1492.

Portugal. Henry the Navigator. First Expedition 1412
"Greater Portugal"
Henry の目的 : slave ; first 黒人を目的とする
1441. 10人, negro がつれられた. slave trade の始まり

Cotton : Egypt. India (アメリカにおける発達). Africa. Mesopotamia
iron : Morocco. 支那. Sumatra. Borneo. Oberschlesien. Ruhrgebiet
oil : Mesopotamia. Russia. Siberia.
coal : 北樺太. Saargebiet. Ruhrgebiet. Oberschlesien

Dernburg. 「独乙 Kolonialpolitik の最大目的は 綿を得ることにあり」

独乙 { 1900 Togoland
1902 East Africa } = 新綿花栽培の場所.

海外投資高. (単位十億フラン)

	英	仏	独
1862	3.6	...	..
1872	15.0	10.0 (1869)	..
1882	22.0	15.0 (1880)	..
1893	42.0	20.0 (1890)	..
1902	62.0	27.0-39.0	12.5
1914	75.0-100	60.0	44.0

得の必要に伴い交換の範囲を拡張し他の地域に於て貨幣を求め或は市場を求めんとするに至れり.

Portugal 及 Spain の植民が金銀を得ることを最大の目的とせるは人の知る所なり. 此二国は過剰の人口多かりしにあらざるも強い重商主義的思想に動かされ先駆者となり獲得して母国の繁栄を期せんとしたるものなり. ~~若し比較するに~~ ~~それは当時の政治的状態一般により、~~ ~~[illegible]~~ ~~中世の都市発達より見る時は~~ ~~[illegible]~~ ~~の時期の~~ Holland の植民は ~~主として~~ 商業を目的とし主として香料等を輸入するは政府の保護により 各修道院に対する需要を生ずるの故なり. 其他十六、七、八世紀の植民は単なる理論的必要に基づき殖民地の貨物を（tobacco, sugar, spices, coffee, tea 等）又は工業の原料品（造船材料 tar, timber, hemp. raw silk 等）を求むるにあり. 而して産業革命の結果 これを用いて工業的に発達するや必要に迫られ原料を ~~植民地に求むるに至る~~ secure する必要上 植民政策は一層の重要さを持つに至れり. Cotton 及 oil に関する競争は其最例なり. 立ち工業資本の原料品獲得に対する政策なり、且つ資本的生産の結果生産品の市場を広く世界に求むるの必要を駆策し、更に工業の発達が危険分子の手に帰し任業組合の仕事難しくなるに従い工業資本は危険資本（finance capital）となり単に貨幣の投資を求むるのみならず資本の為めの市場をも需す. 而して危険資本 ~~[illegible]~~ 市場は工業資本の市場と異なり購買力の存在を除き安全を要せず故に未発地と雖も之を征服せんと欲す. finance capital は Sahara の砂漠にすら鉄道を布設し城壁を築造せしむるの力あるなり. (Michel Pavlovitch. P.76)

而して所謂 interlocking Directorate は投資政策を援

殖民地諸国及びその各国の殖民地の面積 (Pavlovitch. P.108)

	1876	1900	増減
in Africa	10.8 %	90.4	+ 79.6
" Polynesia	56.8	98.9	+ 42.1
" Asia	51.5	56.6	+ 5.1
" Australia	100.0	100.0	----
" America	27.5	27.2	− 0.3

Troeltsch. P.147

1884–1900 ヨリ殖土拡張 textile industry (平和的) 軍備工業 (military) 工業中心が前者の後者へ移りつゝあり "imperialism" (conquest policy) が現れつゝあり.

英 4,000,000 S.K.M.
仏 3,600,000 square miles. 人口三千万
独 1,000,000 " 人口 14,000,000
Belgium 900,000 " 人口 三千万
Portugal 800,000 " 人口九百万

Siger: (P.119–120)

Au XVIe siècle, il ne disait pas: "Je vais chercher l'or." ~~Je~~ Il proclamait: „Je vais faire de nouveaux chrétiens." Au XIXe siècle il ne dira pas: "Je cherche un profit, la richesse." Il s'écriera: "Je vais civiliser mes frères jaunes ou noirs." Le mensonge est le même, la dissimulation identique, et c'est toujours une religion, divine ou humaine, qui sert de paravent à nos actions. Mais le Fait est immuable. ....

軍備力をも Force なる報告に変ましめなければ Siger の報告は信用致入れらるを得ない

くること能はずとす。單なる trade 又は投資は如上の地域に対する併し乍ら之を積極的動因として植民地化の行はるゝに至ること能はざるなり。

此の理の宗教的文化的生活に於いても亦植民の積極的動因を認め得。

社会理の ~~基礎的意識~~ 存在は同類意識に基く。(Consciousness of Kind).
(Spiller: Inter Racial Problems 中 F.v. Luschan's article)
同類意識とは自我の集団的人格の意識にして至人格の尊厳主を確立し他民族に対して之の優越を主張する如なり (Spiller 中 ~~Af~~ Alfred Fouillée's article). これには現存的方面と理想的方面とあり
一の民族が至理的優越を他の地域に対して主張わめく軍事的優越をも他民族に及ぼと欲する如きあるなり。Islam が西は地中海沿岸アフリカ内地、東は印度に対して拡張せる一の動因は Allah に対する信仰であり、第十六世紀の Portugal, Spain の海外発展 ~~の目的~~ は土人教化を目的とせる旧教徒主として Jesuits の伝道心を一の主要なる動因となし、而して十九世紀に至り メソヂスト等の Revival 運動に刺戟せられて 新教徒の アフリカ、アジア等地方に於ける 宗教伝道や人道的活動が盛になった。之等は「汝ら往きて もろもろの国人を弟子となし父と子と聖霊との名によりてバプテスマを施しわれが汝らに命じし凡ての事を守ぶべきを教へよ」との聖句に基き自己民族の信仰的及文化的優越意識に基き他民族を ~~啓蒙~~ 啓発指導せんとする精神なり。文化的活動は恰ね現存的活動と伴い、且つ現存的又は理想的動機の為めに利用せらるゝことありと雖も之を以て ~~単に單なる~~ 精神的活動は常に暴力の発揮に対する虚偽の口実なりと為すを得ず。(Siger. P.120). 宗教的 ~~文化的~~ 的

Vasco da Gama. India ニ上陸シタトキノ言. (1498).

"We come in search of Christians and spices."

Prince Henry of Portugal

"Don Henrique's scheme represents the final effort of the Crusading spirit." Paine. (Egerton P.24). India ニ於テ Moslem ト naval sea.

Guiana ノ土人ヲ convert サセタ christian Abyssinia ノ方ヲ Red Sea, East ニ至ル trade route ガ開カレシト考ヘル.

アフリカ ニ於テ Moors ヲ追ハレタル (Morris) "Guerre aux Infidèles" 「敵ハ撃チ殺スベシ」ハ Hauptsätze ". 既ニ此 Kirchenvater, 教皇ノ教ヘ也. "Heilige Grab", 十字軍ノ精神的基礎 [erbauung ニ於ケル Gell ノ考ヘ] (Roscher. S. 91)

Spain

(Columbus. (Egerton P.27)

Granada 陥落 1492

Moorish Alhambra ニ Catholic ノ旗ガ翻ルヲ見テ Grand Khan ニ告ゲテ convert スベキ new Crusade ヲ suggest セリ.

Jews ヲ Spain ヨリ追放シタルコトト 彼ノ (Columbus) ノ事業トハ ~~same~~ same policy ノ part ノ parcel ナリシ.

Conquistadores.

Jesuit ノ伝道.

第 Brazil 1549 Jesuit ノ伝道入ル.

1609 Paraguay ニ Mission ガ起ル.

ロヤ・復ル Francis Xavier.

Siger P.99

chez les navigateurs portugais et les Conquistadores espagnols des XVe et XVIe siècles .... Cent là, — illusion ou sincérité, — poursuivent en même temps la conquête de l'or et des âmes.

+ NEW

Anti-slavery Movement.

William Wilberforce (Methodist). 1807 slave-trade 廃止 1834 slavery 廃止

slave-trade 廃止ヲ叫ブト共ニ対アフリカ植民政策 (政策 Betafrika. Congo 問題)

David Livingston

(London Missions society. 第二回目ニ 英国 政府ノ Consul トシテ派遣サレタ.

ソノ伝道ニ national bewusstsein ヲ使ヒ 個人個人ヲ先生トセズ gauge Völker ヲ見アラズ

(Zinzendorf ノ Herrnhuter 伝道ニ 個人ノ Subjekt ヲ問題ニス Livingston ハ此中ニ入ル

Amerikanismus ハ教徒ノミヲ目的トシテ 宗教ハ政治ニ

~~Ja~~ 英国流ノ伝道ハ Jesuit ノ伝道ト同一型ナリ. Propaganda ニ ヲ (S. 278)

● 而シテ ~~Ja~~ 近代資本主義文化ノ元来的意義ハ 労働ノ必ズ有ラザルベカラザルト 既ニ文化的 教化ノ 意義ハ 益々強クナッタ. Leroy-Beaulieu ハ人類ヲ四種ニ分チ (1) 文明人 (西洋) (2) Nation トハ ツマリ 西洋化ノ文明ヲ有スル者 (日本, 支那) (3) 文明保ツシ 然レドモ 不足ナルモノ (印度, 波斯) (4) 野蛮人. 文明人ハ 其他ノ人類ニ対シ之ヲ教育スベキ責任アリトセリ. (P.841—)

独逸的後塵 と 結びつく

強力ノ為ニ 原住民ガ 圧伏サレテ 植民ノ動因ナルコトアルヲ看過スベカラズ ●

Solf ノ 植民ハ教化ナリ Kolonisieren ist Missionieren! トイフヲ (W. H. Solf: Kolonialpolitik S.43) 植民政策ノ理想ヲ言ヒタル ~~ものあるべし~~ 此ノ如クシテ

植民ノ強盗的動因ノ一方面ヲ表ハスニ足ルベシ.

更ニ政治的関係ヲ以テ伝道ノ好例トナス.

Jesuits. Indian ノ reservation ニ Jesuits priest ガ入ルト称シ. ニ ニテ土人ニ農業ヲ教ヘ. 交易ヲ禁ズ.

Livingston. 政治的ニ侵入シテ 商業発達ノ為ニ 交換セシメ. 之ニヨリテ slave trade ノ suppress セントス. Boers ニ対抗スル為ニ 土人ニ武器ヲ供給セリ.

Jesuits (仏蘭) ... Weltkirche ガ宗教化ノ責任ヲ負担スル者.

(独逸 ... 英国教徒又ハ英国民ガ宗教化ノ責任ヲ負担スル者. Mission ト empire.

但シ仏蘭西ノ中心ハ 仏国ノ Congregatio de Propaganda fide (起 1622)

RD. 1914 年: 13 独逸伝道協会 と 11 仏蘭伝道協会 とガ 植民地ニ活動シテ居ル

Heinrich Frick: Die evangelische Mission 1922

Carl Mirbt: Mission und Kolonialpolitik in den deutschen Schutzgebieten 1910.

○ 文化的侵略 race-imperialism

Kipling. 「白色ノ土民ヲ 征服セヨ」 white men's burden ト

"Deutschland über alles!" ヲ祭リ 教ヘ化. Pax Britannica.

Zionism. 外国村. } 自己文化ヲ建設セントス. (教化ニ対ス)

際限ノ為
勇者ノ為
両後援者ノ為 } 宗教的教化ニ献身.

* Payne E. J. History of European Colonies.
Azores, Madeira 及 Africa 方面に於ける "Greater Portugal" を建設しとす。
しかし実際上、理想にすぎず

Such sacrifices .... are always mortifying to the pride of every nation, and .... they are always contrary to the private interest of the governing part of it

* Napoleon III. as the President of the 2nd Republic 1848–1852
as the Emperor 1852–1870
1854 New Caledonia, 1857 Algeria 1861 安南王国 1863 カンボジア
1865 Senegal
1880–90 年来 西亜 Tunis (1881) Sahara. Madagascar (1895)

1815	17,231 square mile (植民地)	人口 499,000
1899	3,740,1746 〃	56,401,860

(Morris)

Friedjung. Zeitalter des Imperialismus I. Bd. S. 4. 287–300.

帝国主義は更にその政治的権力の侵蝕を他地域に及ぼしたりしの政治的に現上の御節を有してゐる。古来大帝国を建設し統治せる民族は必ずしも常に経済的利益と考慮しての事にあらず。自分交際の為には強圧的の手段を必要とすれども交際そのものは政治的勢力の分配に基くものなり。これ甚の政治的動機そのものに固有の要素なりとす。Rome 帝国の建設の当時は勿論、十九世紀の所謂植民時代に於ける Prince Henry の活動が "Greater Portugal" の建設にありしもなれど。Spain, Holland, England 等の植民政策が Mercantile System による重商的政策の各々に基ける事あるを忘れてはならず。Adam Smith は植民地の保有は少数 monopolist を利するのみにして国民全体を利益せず。又国民の revenue に対して多大なる負担なりと説き、寧ろ植民地の独立的発展をも強調せるが、彼は独逸を以て強国として実現に足るべき発展に近き事例として理由として米国独立の利益のために英国の白人の移住もあげたり。(Wealth of Nations. Cannan's Ed. Vol II. P. 116). 十九世紀の仏国の植民的活動は Napoleon III 世の領土的野心及英仏戦争後に於て仏国が敗れて失いたる植民地を他の大陸に於て拡張せんとせる国家的意志に基く。* 独乙に於ても Bismarck の政策は海外植民に不熱心なりしが、一度び帝国の体面と名誉を汚されたる国家の世論や輿論は政府の植民政策干与を要求せり。(Nozke, Kolonialpolitik u. Sozialdemokratie S. 24, 33). 而して Joseph Chamberlain を以て代表せらるる帝国主義の主張が十九世紀末以来英国に於て勢力を占めきたり。彼くのごとく帝国主義、国民主義、帝国主義の分析を通じて国民の政治的発展力が植民の動因たりしを知るべし。そして

* 十九世紀に著名なる植民熱を Kilometricis (キロメートル病) 又は Milomania (方哩病) と称する者あり。

Au point de vue moral, il y a une jouissance élevée à penser que ses épargnes ont contribué à créer au loin des sociétés qui ajouteront à la grandeur nationale, qui conserveront et honoreront la langue, les moeurs et l'esprit de la patrie.

* Imperia 名称発生ノ際ハ或ル主長ハ他ノ一人ニ支配シタリ. ソノ被支配ノ imperia, ソノ者ガ支配スル主権ヲ empire, ソノ行フ支配ヲ imperialism トイフ. (ニトベ)

Lenin: Imperialism as the Latest Stage in Capitalism

"Imperialism is capitalism at that stage of development

(1) when the domination of monopoly & finance capital has been established

(2) when the export of capital has reached exceptional significance

(3) the partition of the world by international trusts has started

(4) and the division of the earth's territory amongst the chief capitalist Powers has been completed."

Pavlovitch: P111.

* 発展ノ上ヨリ人類ノ上ヨリ

その地域の自然的又は社会的(政治経済に対する) ~~条件~~ 植民活力なるときは 植民は成立し得ず: 人類~~自然~~の環境に制約される技能あり. 之ハ社会の進歩は全く自然を征服すと説き (居住地) と二つ有り (いろいろ) 例 運河と irrigation メリオラシヤ ~~[illegible]~~)) 而して自然的条件は~~大~~ 社会の生存に大なる制限たるなり. 之レ土地獲の強制的又は弱の社会的の侵入を拒絶 その植民を受容するの実力を有するときは又その植民的性質に対する制限なり. (~~Britain~~ California 等ハ植民制限等. California の支配人土地所有 農業等 ~~White Australia~~). 之ハ植民 有利なる場合に於ル 植民の受動的動因なるのみ

↓ 1923.11月 ~~[illegible]~~ 大学院の利益に土地所有. 農業. 労働機関. 学ごとく.

~~[illegible]~~ ① Leroy-Beaulieu

"Le peuple qui colonise le plus est le premier peuple; s'il ne l'est pas aujourd'hui, il le sera demain." (P340)

以上の理論的又は文化的動因意志によること既に之にかゝわるに政治的動因なくば如何にSaharaに殖民を奨励するも得ざるべし. Leroy-Beaulieu は植民地放棄の意思の一を賞讃の傍見にすると強調す. (P. 710-711)]

以上各種の積極的動因は之を総括すれば社会諸の生活力の積極的発露なり. 此点よりすれば植民の動因は Force にして其政策は domination なり, (Colonization is domination), 政治的文化的又は政治的に他の地域又は他の社会群を支配せんとするにして之を広く Imperialism* と称するを得ば植民の積極的動因は此一語につくすを得べし. 特に最も活力豊なる社会が尚も豊なる植民活動に従事する所である①上.

かくの如く植民の消極的動因は不利の回避にあり, 積極的動因は利益の追求にあり. 前者は力の圧迫を逃れんとし後者は力の圧迫をかへんとす. 植民は力に基く社会現象にして(この意味から) 経済計算のことにあらず. Adam Smith は ~~Rome~~, Greece, Rome 等の植民に関して政治及び宗教上に於ける強制者の植民は何等経済的目的を目的とせざるものにして "arose from no necessity" といへるなり. (P.60) 必ずしも色々なりといふべからず.

然るに植民はお互の親密なるのみに植民をする社会群に上世の動因有ると共に植民を受くる地域に之を~~[illegible]~~ 与ふべき受動的動因あるを要す.* 或は人口, 財貨, ~~[illegible]~~ に対する需要あり, 或は政治的社会的文化を受くべき必要あり. 或は他社会群の自治的活動を~~[illegible]~~ 容るるに足る領地あるを要す. Morris は植民の前提たる条件を植民地については共同民族的なること, 土地の経済的発達程度なること, 及び生産の現状が本国と密接せざることの三点

Roscher
植民政策
(1) 人口過剰の原因 --- Familie
(2) 資本過剰 Eigentum
(3) 政治上の圧迫 --- Staat
(4) 宗教的迫害 --- Kirche
人口過剰 Hauptgebiet に関する S. 43

奴隷植民地
Georgia. (Oglethorpe氏の計画) (1) 老若男女を低級ヒラー低賃金で雇ひ、之を投獄スルカ、之を投獄スルカ
ソノ投獄ハ免ベキモノヲ投獄ノ代リニ植民セシム (2) Spain ニ対スル西班牙防禦.
Holland 等ノ母地植民.

異教徒
Brazil. Jews & criminals ヲ第二ノ母ト呼ブ.

Criminals.
英 Virginia 1619. 100人ノ北米人ヲ送ル.
葡 Brazil.
英 New South Wales 1787 米 Carolina ニ多々2000人ノ北米人ヲ送リシカ アメリカ独立ト共ニ
英 Sierra Leone 1787 ソノ間ニ 1789年ニ 850人ヲ送リ 1830迄発ヲツヅケ
ニ潜伏シ 1837年大陸ニ逃亡スルニ出ツ.
英 Tasmania (昔ノ名 Van Diemen) 1803. 1837以後発ナシ. 1853 deportation ヲ廃ス.
仏 Guiana 1853 以来. 1864 廃ス (Guiana ノ原土ガツイタ) 之ニ代ツテ N. Caledonia
仏 New Caledonia 1870年迄ニ 2302人. 1871年 4000人の Communist ヲ移送ス
今日ニ Penal Colony ナリ

露. Siberia. カラフト

捕虜.
Babylonian Captivity.

Slave-trade.
Las Casas (first Bishop of Mexico).

也あれしかの先ての植民地に必要なる受動的条件と方式を得ず、大多数の能動的動因に対応する受動的条件を要すと方式のみ。
他の動因は孤立的にはたらかず、多くは互に関聯にはたらく。
而して主として能動的動因ではたらくや(~~出生~~ホンプ式)又は受動的動因ではたらくや(~~般式~~ホンプ式)は他人の場合に於て一般に~~[illegible]~~
~~他の動因は孤立的にはたらかず多くは互に関聯にはたらく~~
異教徒に一言すべきは移住が強制的に行はるる場合なり. 即ち貧民、異教徒、犯罪人、捕虜等を移住せしめ、或は~~奴隷~~ Negro を America に輸入せしめしは其の直接の圧力は外部よりの構成的強制~~[illegible]~~にして能動的動因と区別せらるべきものなりといへども上述~~[illegible]~~能動的又は受動的動因と危急、欠くべからざるあらゆる直接の能動的動因の強制有るに有るのみ.

	能動的動因		受動的動因
貧民	積極的 人口過剰を感ずるに	消極的 国家的生活の改善を望む.	
異教徒	宗教的不自由を除去せんとす.	自由なる生活を望む.	人口に対する制限として freiwillig に移住を得ん, 自発的又は強制的なる外力に等しきもの.
犯罪人	犯罪	社会的 stigma 汚名を免る	
捕虜	強制的移住を強ふるもの.	然るべからざるもの	
Slave	強制的移住を得しむる	然るべからざるもの	

其の多くについては移住者自身にも強制的動因の存在を認めざるべからず. 即ち受動的動因に全くは其の場合に対して存在するものなり.

~~Physological motive~~
不思議の動因 (人間の心の中の) 未知の世界に対する憧れ、神秘を追ふ心
宗教上の
Sehnsucht nach dem Fernen & Unbekannten

Kolonisten トエルトノ比較.
Shakespeare: Caliban
Tacitus. Agricola 21.
„Anfangs täuschen sich wohl beide Parteien über ihre feindselige Stellung zu einander, Da sollen die Eingeborenen bekehrt, civilisiert werden" (Roscher. S. 125)
苦痛, Konflikt ヲ防ガズニ性ー, 子孫ハ. 被征服土人ニ対シテ „strenge, theokratische Bevormundung ヤ" (S. 145)

La Colonisation ... la fusion de deux sociétés en une nouvelle

Lothrop Stoddard, The Rising ~~Colour~~ Tide of Colour against White World-Supremacy 1922

物理的原因

北 California. 白人ト黄人ノ対抗.
米 黄人ニ対スル Lynching. ("Chicago Race-Riots" July 1919. by Carl Sandburg)
Israel人 Canaan ニ入ルヤ直チニ Ammon人. ~~Heta~~ ハ人ヲ皆ノ殺ス
Puritans. Indians ヲ殺ス→(首級ノ懸賞 1703年 普一般ニ付 男40 女20 生捕一人ニ付 男40)
1720 男(12才以上) 100 女子供 50 男 105 女子供 55
1744年 100
~~Boers~~ オランダ人(南阿) Hottentot ヲ奴隷ニ. (Matabeland 征服) Morris P. 191-192
米ロ Dr. Jameson ノ意味 Matabeles E. Lobengula.
〃 (濠州) タスマニア人虐殺.
ベルギー. Congo ニ於ケル policy.
ドイツ. West Africa.
仏 西印度諸島. Caribs. ヲ殺シテ全ク虐殺シタリ。 Cochin-China. Algerie.
〃 〃 Caribs 〃 。Cortez. Pizarro ヲノ Indians 虐殺.
〃 仏領 安南. 〃 〃.
米ロ Phillipine. (moro 族. 回教徒.)

元来ノ原因
Indians: Australians. (Maoris ヲ) Polynesians ヲ。
(1) 黄人ノ ~~侵略~~ 侵略ニ伴ヒ絶滅シタリ (絶滅ニ至ル子孫ノミ)
(2) 食ヲ奪ヒ代リニ疫病ヲ与ヘ生ル物ヲ皆ヲ自ニスルコトハ野蛮人物
(3) 酒ノ. Poison. 代償. 奢侈品. 花柳病.
(4) 白人ニ対スル奉仕…住居. 労働. 地域ノ色ハル (生活ノ苦ヲ奪フ). 四分五裂ニ. 絶滅.
Alcohol-trade. (Vignon. P. 106)
Maroc. 1909-1910 ヲ alcohol (輸入後ノ) 1.
Côte d'Ivoire. 1909. 1,252,975 litres. 1911. 2,280,071 litres.
Alcoholisme ノ流行. 死亡率. 20%
Grand-Bassam ニ於ケル Noire ノ死亡率 20% (Bouake. 流行病 Scolin ヲ防ガレタ者ハ鉄道ヲ工事ニ… 2%)

アルコール 未開人ニ与ヘタル.
(1) 生活力減退
(2) アルコール中毒
(3) 梅毒 情 … 梅毒

被征服人ノ性格

第三章 被征服人の社会的反応

Marcel Dubois 曰く 被征服人は二つの社会の融合して一の新社会をつくることもあると。実はむしろ二つの社会群が一の地域内に於ける接触にありといふを可と信ず。接触の結果融合することあり又他社会群の絶滅をもきたすこともあれば。実は本章に於いて此接触よりもたらす人間的文化的及び反文化的現象を研究せんと欲す。

人類は元来孤立して一部族より出でしか或は多部族よりありしやその事は別として有史以来各地域に異なる文化的及び反文化的特徴を有する部族の生存せるは事実である。部族は一の有力なる社会群にして ~~他部族~~ 色の又は白色の人種が絶滅・懲罰の手段を挑発し社会群間の闘争を激烈にし人類の文明は一段と妨げられることも事実である。故に一部族の大なる地域に他部族に属する集団が侵入することは東西諸半球の国となるわけにて文化的群の人種的融合の結果甚だしく程度甚大なる場合多し。強者が弱者に対し社会的全滅し、死刑・絶滅・強奪の死刑を ~~為し~~ 或は土人を ~~奴隷~~ 他地域外に追放し (Babylonian Captivity: Cromwell の Ulster ヘ追放)

~~他部族の強者と弱者とが対抗して~~ ~~危険~~ ~~と~~ ~~なるとき~~ ~~に~~ ~~於ける~~ ~~人種~~ ~~に対して~~ ~~反抗~~ ~~ロシヤ~~ ~~に~~ ~~於ける~~ ~~ように~~ ~~多くなり~~ 甚しきに至りては或は利益を ~~接近~~ 接収するために或は接収の危険を恐れるよりて虐殺をも敢てするに至る。

物質的の圧迫をかへりみる時も異なりたる生活上の ~~要求~~ 風習. 特に alcohol の飲用 ~~の~~ 及び (強烈病 花柳病 等の新しき社会の特徴 ~~特徴~~ 輸入後 土人の社会的生活をおびやかす事等) 在来部族の人口減少し、或は社会的経済的の圧迫に迫られて在来部族は更に奥地に退き或は他地域に migrate す。 ~~而して~~ 被圧迫部族は元来あるは異意・世襲されたる侵入部族の力任せの圧迫に対して反抗への也増加 ~~するもの~~ 且つその部族の反抗も大仕掛の虐殺を ~~挑~~ 招く原因となる事あり。

土人ノ絶滅.

		西人ノ到リシ時人口密	1629 英人到リシ時絶滅.
Indians	Bahama	西人 1503 ニ到リ	1558 絶滅.
	Jamaica	1508年 60,000人 (絶滅ス)	1548年 500人
	Espaňola		1548 以ニ絶ス.
	Kuba	1575 (絶滅ス約7年) 40万人	1793. 60万人
	Peru		
	Java	1750. 8万人	1811 8000人

Natur völker ガ白人ニ接触シテ衰滅スルコト, 絶滅シタル例.
(1.) Erwerbssinn ガソノ本来ノ Lebensfreudig ノ活潑性ヲ失フ.
(2) Arbeitsparende Werkzeuge ノ輸入ガ土人ノ Geist u. Körper ノ不動使用ノ結果ヲ以テ一方ソノ方面ニ発達セシメテ degeneration ヲオコサセル.

Bücher ~~Roscher~~: Entstehung der Volkswirtschaft. 1 Band S. 81.

Cannan "Wealth" 訳本 P. 495.
「引き出し」ノ「新植民地」

Israel 人ト Egypt. Babylon. "Diaspora."
Phoenicia 人ト Carthage.
Arabia 人ト Moor.
英人 ト America: Dominion
西人諸人 ト 南米諸国.

Ward: Pure Sociology P. 78-79
Sympodial evolution ノ一例ナリト.
Branching of plants { monopodial / sympodial

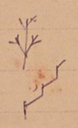

(Vine, Linden 等.) zigzag ガ

Ratzel: Anthropo~~logie~~geographie

＊人類種族は固定なからず 時代と共に常に変化し常に自ら新種を創設して居る.

Conquistadores ハ Indians ノ男子ヲ殺シ女ヲ取リ.

然れども異種族との接触は必ずしも常に種族絶滅の傾向を示すものではない. 他種族の生活に適応し, 又新天地に雪なる他種族を見出す~~ことは~~ かかる種族は必ずしも人口減少の勢を示さず. Indians や Australians や アイヌ族等の減少は一つには文明が既に種族的な敵の域に達し自然に絶滅に近づきつつあるが為めであるべく. Negro は Africa に於ても America に於ても常に人口増加の状態にあり云ふ. (Matthias Mieses: Zur Rassenfrage S. 166).

而して文化侵入種族について見れば別に土地との接触は海洋との接触のごとく~~その活潑~~ 生活力を荒廃せず 活潑力を益々増加せしむる力あり切のめし. 種族又は氏族の生命も世限にあらず. 古来の文明を有する種族も衰微の時期に赴くものあれども 別に他の種族の衰微の時期にあり 故にその一部が抵抗なく新領の自由 方々別に地域に植民して次第にその種族の母体は衰微するも此の枝が栄えて本体種族の生存を保ち行くものである. 植民は種族の social reproduction なり.

植民により異種族との接触は ~~…~~ 衰微の途にある種族の滅亡を促し活力ある種族の繁栄を大きくする傾向あるは上述のごとく, 接触は単なる刺激に止まらず 概ね混血の現象を呈している. 世に完全に純粋な種族の存在することなし. 「混血は凡ての種族に可能にして, 人類の多種類は神為的に見れば一種なり」(Fa. Tylor. Edward. B. Anthropology 第 P. 66)

~~植民は即チ~~ 例えば crossing ~~ヤ~~ ~~と云ふと得べし~~ は 植民即ち種族の地域的移動により 他種族と混在することによりて始めて可能なるものなれば 植民は crossing なりと云ふことが出来る. ＊日本人も英人も雑種なり. ~~在しつゝ~~ 而して近世 ~~地の発見~~ Age of discovery 以後著しき顕著なる雑種の例はアメリカ大陸に於て Spain 人と Indians との間にしたる

Race superiority

White Australia 主義. 絶対的優越.

"The Aust. nation is sparsely scattered over a huge continent, & the purity of its aryan ~~ra~~ stock could, assuredly, not withstand the inruption of hordes of asiatics." (Egerton. XX th Century. P.35)

Spain 現在に於ける Caste system

1) Spain 生まれの Spanish

2) 植民地生まれの Spanish. "Creoles"

3) 純粋.

4) 土人.

*Gobineau; Essai de l'inégalité des Races humaines 1854 Aryans 特に Germanen

Vacher de Lapouge; Sélections sociales. "racial imperialism"

Stoddard; The Rising Tide of Color

*Ward. Pure Sociology

Mieses. Zur Rassenfrage

Jean Finot. Le Préjugé des Races 1921. P.265

Mieses. 純粋な Race の Vitality. Fecundity 及 character に有利なること也が (P.170-173)

Ward.

difference of potential.

sex は reproduction の他方に一方が difference of potential を他方から取ること. sex = 雌雄 reproduction (細胞分裂. 植物)..
全然 parents と同種にそれを reproduce す. 然しこれ 他方 ~~…~~ は change をもたらす。

"mestizos". 黒人との間に生れた "mulattoes". 黒人と Indians との間に生れた "zambos" なり。即ち所謂 America 合衆国には各種族の一文化 [illegible] と解せられ各種族が殆んど America なる単独の nation をなすの傾向にあり。

混血の現象に対しては如上の二説あり. 一は Race の活力としてその純粋性にありとなし混血をもって単純的及人間的不利なる現象をもたらすとなす. 此派の学者は Race に先天的優劣の差を認め特に混血が優良種族に不利なると説く. 之に反対する学者は Race に先天的優劣の差を認めず従って混血は何等不利なる反社会的要素なるものならず種族の vitality 保存の上に於て効用なりとなす。* 思うに既に現存の各 race が多く混血の産物なりとせば混血が必然に種族衰亡に不利なりとの説御を導くを得ず; ~~多数種族混血の所産なる英国は~~ 而して一方に於ては種族に先天的絶対的の優劣なしとすれば之に対する的・特長 ~~ある~~ リ和に その見解は 且個と共に 直接 認めさるへからず. ~~然し混血に於てその長所を充分保存するは毎別なる現象を見れるのに於ては. 和に異種族の結合は 但 [illegible] 自然的発展の段階に到達すべき為に新たに energy の注入は社会的の活力を更生するに効果あり。~~ Ward のいう ~~所~~ 説によれば「社会的変形の進捗が高等なる血液の交雑混合を伴なわば社会的純粋生存の最大限に達せらる」(P.214) 種族は単独なる自己そのものの再生 (reproduction) をなすのみでは単純自然的発展の段階に到達すべく. crossing の結果なるに従いその内に蓄へらるる個性即ち エネルギーの多種族となり之によって race の vigour を促進せしむ crossing なくば evolution なし. Progress なし.

Ward のいう所

彼は純粋を以て の原因 sexual novelty の外に重要なる ~~racial~~ race

* fécondité を増加することあれども（Hottentot と白人、又は nègres. Finot. P.255）

** Saussure. Psychologie de la Colonisation Française

混血児 { 土人のいわゆる civilisé 用ゐず
　　 { 黒人のいわゆる一般平均 (土人 +1.21) トいう低度のいわゆる

　　 ない一般性が発展せず。

墨陽者はオトナの性生活に伴う社会的制約を免れ。

* 強いて特異の存在を主張せんとせば若しくは社会的不調和を生ず

Gide. ガンゲ

** Saussure. Psychologie de la Colonisation Française

抵抗力の弱い土人の反抗

$$R. = M + m.$$

(土人抵抗力) (征服者の使用する力) (宗教抵抗力)

抵抗力の弱い
{ democratic. 北米
{ caste system. 南米

[illegible]

vigour 接近に対する本能的防禦にあると考へる。(P.210)

混血の效果は支配階級に於ける同一の社会的地位を占むるか或は近似の人種的特長を有するかの場合に於て最も有効なり。人種的社会的急陽者は純粋の混血は* 時に perfect character に面白からぬ結果を生ずることあり。** 又 mulatto 及 mestizo の称号 "half-caste" の類度的状態について学者人の評価区なり。(Stoddard. P.117-118). (而して又 Caste system なる社会制度の結果として混血の責にあらず。東洋における白人と支那人との混血児の道徳的級落の低きことも亦彼等が多く純血児なるに基くものにして即ち混血の責にあらず混血の行はれる社会的境遇の責なりと云はんとして之に抗議する者あれども (Mieses S. 172-173) 人類の生活に社会的境遇を除外して考へることは出来ないから墨陽者は純粋の孤陽者の孤陽の結果の結果を無視することは出来ないのである。

上述 純粋の接触 社会及混血に対する観察は之をその文化的方面にも準用することを出来る。即ち思想言語 代表 社会制度等を異にする二つの社会群が接触する時若し双方の文化が低く同等或は同種の純血にある時は之を影響は比較的に有利なり。若し甚しく急陽者の時は弱者は強者に圧迫され或は自ら之を模倣して自己の固有の文化の形式を失ふ。* 文化の中核が idée (aime) に存在するせば たとい社会組織の怒涛、法制、言語又は宗教の形式を模倣採用するとも之を以て直に他の社会群の idée を消滅せしむるものにあらず。** その消滅には最後まで反抗するものである。併ら出発的動力の下りも支配する絶対の傾向に近づくべく、心理的活力の意思動にあり絶対の文化に傾向に近づくのである。反之活力あ

Paul v. Lilienfeld: Zur Vertheidigung der Organischen Methode in der Sociologie 1898. Conquest & subjugation, process of biology の fertilization に比す. conquering race = spermatozoa (active, aggressive) conquered race = ovum (passive, submitting). 故に crossing of strains. (Ward. P.204)

(而し此時) 此 社会、政治、関係 ノミニテハ 社会関係ニテハ fertilization トイフヲ得ナイ.

fertilization ハ 個人ニ於テノミ見ラレル

日本:
「農物業者 ---- 支那ノ事ハ、
農業業、商牧業 --- 西洋ノ事ハ」

„Die Hauptberufsklassen der Staaten, der Herren- oder Kriegerstand, der Bauernstand und Handelsstand bildeten sich ursprünglich überall aus heterogenen ethnischen Elementen." Gumplowicz. Der Rassenkampf. 216.

„In manchen Fällen, wo man von Rasse spricht, würde man viel besser Klasse sagen. Durch alle Fälle begleiten Körperliche Unterschiede die Sonderung der Stände, welche um so tiefer geht, je weiter die Völker von Bildung und Freiheit entfernt sind" Ratzel. Ag 591

** Conquerer; slavery (Bauer); hired service (牧人者).
↓ 土地ノ制限ハ
↓ 商工業ノ発達ハ

文化は他文化との接触により育つて、その vitality を増す. 停滞は死を意味す. 而して 文化の 発展は 異なる文化に影響を与える力である. 而し idee の 発生は 個人の 頭脳の 中に 生じ 個人の 意志による 表出 されて 初めて 他人は 絶対的に 影響を 受ける. 他人は 部分文化の 進化に 作用 するのみならず 文明の 本質 そのもの 境遇の 変化 文化 に対し 絶対的に Character を 変化し 得ると 云ふ (永井 生存論) その 境遇の つづく限りに於ては 同方の 影響が つづく 故 であるから 一の 社会環境が 他の 地域に 移り 社会環境 と 接触して 受くる 影響は その 境遇の つづく 限りに於て 連続 的 故に 自然 科学的に 見れば 不動 であつても 社会学的に 見れば 絶対的に 変化 あるといはねばならぬ. 而し idee (character) の 生の 発展は 個人に於てのみ 発生し 得る 物である.

他人は 無かしのめく 既成文化の 世界に 作用 するのみならず 文明の 本質 そのもの である. 若し 文明は 社会の 複雑化を 意味す. 人類 発展の 時、然 に 於ては 社会 環境の 単位 もしくは 人員は 悉く 環境 変化に 適 はれて 来るから 変化も 極めて 単純 の 中 なれば、然 るに 物質 進化 によって 社会の 地域が 複雑 となり 生存 競争 淘汰 被支配 隷属 の 世界 をば. 後者は 農耕 の 制御 に 従 前者は 文化的 性質 に 対する 尊敬 を 有する に 至る. Gumplowicz 氏 は 狩猟、農民、商工業者* は 各異 の 起源 に 由 originate せる と 説きたり。(Race u. Staat S. 119 以下) 而して 社会 環境の 構成 分子が 複雑 となる に 伴い 職業的 differentiation が 多くなって 行く。

Gumplowicz 曰く „Der Schweiss der unterworfenen, nun zur Sklavenarbeit verdammten jüngeren Race, bethaut und befruchtet die ersten Keime der Civilization!" (S. 41) Race u. Staat 1875.

而して 彼は ----

種族征服と於ける主意思。
　　気鋒 仰ぐ 坐位 黄昏

Cunow.

Oppenheimer.

Canada における仏人と英人との関係。

Dominion of Canada の政治。 Canadian nationality の政治。

南アにおける Boers と英人

植民地における社会的発展，殊に
- energisch.
- experimentell.
- Kultur, 生産, 商業の 発展を durchmessen 人。
  - (例) Jäger u. Fischer — Hirten — Ackerbauer — Handel u. Gewerbe.

New Zealand における Wakefield，学校問題における sectarian 別，植民計画
(Scotch Presbyterians. Episcopalians. Non-Conformist)

生存競争 nationhood の発達

移住植民は社会階級の政治的文化の縮図たるのみならず，あらゆる生活の縮図である。~~社会は共同生活~~ の形式的要件たる権力関係は一元的諸力他元的諸力を征服することに基く。而して先初に於ては ただ 権力文化の関係のみであるも 同一地域上における共存は 内政 上の使命及 外敵防衛 の必要上 支配階級と被支配階級とを近接せしめ 彼に一の民族としての 彼は 隷属意識の下に 政一せられる 至 るべきものである。

民族発生後に於ける 植民は 他の民族又は 他族を 彼に分子として 其集団内に取り入るるものなり，之によってその Staatsform は 著しき 影響を受く。民族生活の発展は 各時代における 指導元的諸力 (文化及び 発明 発見) 及びその 勢力関係の変現なれば なり，民族生活は 常に その 発展を 変化す。元的諸力の対立は 民族の政治要件 その 決定 又 その 発展の要件 なり。~~Rapo~~ Gumplowicz 曰く「他族の対立 なくば 民族 ~~発展~~ 民族的発展なし，他族の 征服 なくば 文化なく 文化なし」(S.31) と。元的諸力の 植民地 に於ける 作働なくば 民族なく 文化なしといわの 即って 正確なるにあらざるべきか。

元的諸力の植民地における 作働は その故土における 作働に比して energetisch であり 自由であり 且つ experimental である。中それは 多くは 土地に接触せる 刺激と，住民の 境遇の 変更を 被らざることに 基くものである。故に 植民地における 元的発展の 速度は 急激であり (U.S.A). 自己の 欲する 集団生活を 自由に 営むを得 (Amana = Gemeinde: 独逸 [illegible]) 又 各種の 元的利益を 思い切って 実施して見ることが 出来る。(New Zealand: 南洋諸島の土地 [illegible] の State socialism). 之れ 植民地は 元的利益の 実験 重地 なる所以である。

Roscher S. 68 ff.

Kolonisten ハ Adam ニアラズ而テ Robinson Crusoe, 地位ヲ持ち. (Roscher. S.97)

植民地ハ多数ノ種類ニアリ.
(1) 原料品ノ輸入ノ加工ヲ目的トス.
(2) 植民地ハ多ク行ハレ、又ハ此ノ為ノ植民地 Tabak, Biberfelle 等.
Corrientes ニテ 1805年. (Roscher. S.93)
(3) Frohnden arbeit ナシ
(4) 分業ノ発生 (人口ノ)
(5) 主ナル原因ハ貿易, 即チ Foreign Trade. (Kolonisten, Bedarfsdeckung)
行テ 植民ノ発生 (a) Tabak ノ為ノ植民地大切
Virginia, Maryland ニテ Korn ヲ以テ Tabak ノ為ノ特権シタリ (b) 投機ノ目的 トワルアスン
(c) Kornbau ハ土地ノ開墾ニアリ
此ノ為ノ植民ノ特徴ハ Kornbau ヲ以テ, Tabak ハ fresh soil ニ於ツテ
Maryland 1640 年ニ Tabakpflanzer ハ各々 2 acres ヲ有シ
Maïs ヲ作ハズ, 食料ヲ持セシタリ. (S. 99)
西印度諸島ノ Zuckerbau (黄金 Antillen — Negersklaven 人 Antillen
— Jamaica — St. Domingo — Cuba 以上 Versorgschaft ナリ)

Slave-servant.
"servus" = slave.

西印度植民地ハ一定額 (輸出ノ為ニ為シ得ル) ニ達カツ投ニシタリ
(6) Kapital 程ハ Credit System (Banks, Papiergeld 等) ヲ
要ス. アメリカ合衆国, Papiergeld 厚. (S.102)
植民地ハ外ニ, 支配ノ強ツベシ, 内ニ於テハ 国家経済減ス. 行テ 戦争ヲ起ス.
(古代ニ於ケル Papiergeld 大発行ハ Karthago (Kolonie!), Lidergeld ニアツタ. S.103)
(7) 投機的. — 架空ノ債 — Schuldenlast ナシ. (S.105) Schwindelei
(8) Absatzkrisen ナシ. (Market ガ遠隔リニアリ)
西印度 Zucker- u. Kaffeepreis. (変動ノ甚シ!)
既ニ述ベタル通ノ特徴ヲ以テ生産手段 (neue Pflanzungen, neue Sklaven)
使用 手段ノ使用ヲ セノニツテ 減少スルノ傾向 行テ 経済的 Krise 来ル. (S.107)
Jamaika 1772–1792. 177 Plantagen 売ラレタ. 92 ハ使用ナシトイフ. 強制執行
1832 22½ Mill. pfd. St. Niger ハ経済ヒラシ ナシ. メキシコ, 金銀ハ出ナイ. (S.107/108)

Kapitalismus ニ於ケル
S. 430–431.

Luxemburg.
Kapitalakkumulation ニ於ケル Kolonialpolitik ノ意義:
Kapitalakkumulation ハ nichtkapitalistische Milieu ヲ以テ生存条件トス,
即チ ~~[illegible]~~ Naturalwirtschaft (之ハ nichtkapitalistische Schichten, 小農
及工業之等) 又ハ nichtkapit. Länder) 存在ハ Mehrwert ヲ
realisieren 及ツ Kapitalisieren スルニ必要ナリ. (Kapitalismus ハ 必要トスル
Produktionsmittel 及 Arbeitskraft ヲ之ニ (他ノ人ハ. 即チ 生産物)
Absatz ヲ与ヘル Marx, Schema 中ニテ Kapitalisten ヲ Arbeiter ニ売渡セ
ラルベキ ~~Kapital~~ Mehrwert, Produktion ニ対スル Absatz ヲ規定スルノミ 資本主義ヲ
家族及ハ消費セラルベキ Mehrwert ヲ realisieren シテ ~~[illegible]~~ 出来ナ
Kapitalisieren セラルベキ Mehrwert ニ対シテハ Absatz ヲ規定スルノ外ツ

1562

第四章 植民の経済的意義

人類の経済生活ハ初メハ乃ち経済生活ト成主ニ為ルわけデあるから植民ガ経済発達の要件ナリといハは過言ナラン也. 経済の発展に及ボス影響モ如何ハ経済輝の植民的活動ナリと言ふことハ出来よう). 原始の状態ハ孤立経済輝の経済ハ共産的ニして 専ニ労働又ハ収穫 ~~[illegible]~~ と称すべき社会的紐帯を欠ク大キナ如ナリ. 然ルニ一の経済輝の他経済輝の地域と接触ハ少くとも warriors 及ビ奴人ハ之を奴隷となし生産的労役を強制シタリ. 奴隷制度ハ人類の本然的活動を変じて経済的労働となしたる如ナリ (Ward. P.271). 而して奴隷ハ殊に社会順序の崩壊セシ部分の物有状態でありしなラン。 かくて一の経済的単位内に於て支配隷属と被支配隷属の生じたことハ経済的に見れば分業の始りにして, 経済輝のみ主ノ統治せらるゝに及び分業ハ ~~[illegible]~~ 強制ハ行ハれて行ハれ, 而して別なる経済的 element ヲ単位生活ニ加ハることにより分業ハ益々広き範囲に行ハるるに至れり.

植民ハ人類 ~~[illegible]~~ の初期に於て就に労力及び材料の Ausbeutung 及び分業を採入することにより経済発達の基礎を築ける如なるのみ 同上記載に対して 殊に近代資本主義の ~~[illegible]~~ 主に貢献せること大なる如あり.

資本主義とハ生産手段の所有者と生産の実際労働者とが労働市場によりて結合せられ営利の観念に基き経済的合理主義 (Planmässigkeit, Zweckmässigkeit, Rechnungsmässigkeit) によりて営まるる経済組織でありこれを動かすに至る要素ハ勢力の欲求 (Machtstreben) である (Sombart, mod. Kapitalismus I. S. 319). 而して此等の要件がいかに最も密接に植民的活動に関係して実現せられ植

Slavery. (Negro)

1501. 最初ノ Negro 輸入. 1510 Lisbon ニテノ 奴隷 (Bergwerke ニ対シ).
1513–1515 Antillen ニオケル Zuckerrohrbau.
1530 Indianersklaverei ノ禁止
16世紀の末 黒人ノ輸入ヲ (Virginia).
slave-trade. Asiento.
1517 Charles V. flämmisch Schiffe ニ乗セ 4000人ノ輸入ヲ許ス
1580 Genua 人 黒人ヲ売ル (使ハレタカラ)
1702 仏ノ Guinea 会社 黒人ヲ売ル
1713 (Utrecht 条約) 英国 黒人ノ独占ヲ得タ. 30年ニ 144,000人 輸入, 出航, 同時ニ 奴隷.
1840年ニ於ル Africa ニ, 奴隷 輸出. (Buxton ニ in. Sombart 702)
5千万人 { 40万人 白人ノ (但 28万人 "Fang" ニ Transport ニ 出シタ 3E ス)
10万人 アジヤ人ノ ニ.
~~1833年~~ 奴隷売買ノ利益. 50, or 180, or 200%

* 後ノ時代及一定ノ利益ヲ得ル為ノ為ニ 奴隷ヲ使ス 資本主義的利潤ニ 従フス

Luxemburg, Akkumulation, 第九章 S. 329.

* Algier: Congo: Force Publique
Algeria ニオケル 黒人ノ 兵役ノ義務 (但人所有ノ).

Akkumulation ニ
Mehrwert, Realisierung
(2) Produktionsmittel (Rohstoff), 供給
Arbeitskraft, 供給 (S. 333, 334) — S. 335 (植民地ニ於ケル 労働制度)

Luxemburg 続ク(1)
之ノ 現代ノ Kolonien ハ, 単ニ 古ノ Kolonialpolitik ノ
継承ニ 資本蓄積ノ 競争ハ,
即チ 古典的ノ 資本化ノ 現象ニ 資本蓄積ノ 必要ハ
"nichtkapitalistische Milieu" ノ 消滅セシメルニシテ
資本主義ニ ソレ自体ノ 存在ノ 内部ニ 矛盾ヲ 含ムモノトス.
(SS. 445–446)

Wakefield. Erwerbsprinzip.

Militalismus (Steuersystem)
" 国外ニ於ケル 資本蓄積ノ 問題ト共ニ 又内ニ於ケル 所得ノ 生産, Gebiet ヲ 開ク ヤウナ
労働者ノ 之ニ ヨリテ ノミ ノ Kaufkraft ノ 減少. Kapitalisten ニ Mehrwert ヲ
減ズル
∴ Militalismus ノ 伴フ Kapitalakkumulation ニ 労働者ノ 交換ノ 基礎ニ
之ノ 如キ 条件ノ 成熟スル ニ 必要ナル 距離ニ 資本主義ヲ 破滅セシメル ヤウニ. (S. 499)

土人 搾取ノ 重要 (Luxemburg XI) 土地 物物制. (naturalwirtschaft ノ 変化)
India. S. 343–
Algeria. S. 353–
(II) Warenwirtschaft ノ 輸入. (土人ニ "Abnehmer" トナラシメルコト)
Opiumkrieg. S. 361–

/ 但 International Anleihe ニ伴フ 資本主義化
特殊 S. 411.
土地: 市場. 金 (Steuer)
(土人ガ 使ハズ)

民史の示す所である。十九世紀末葉の植民地政策は資本主義の発達の前提となしのみならず、植民地は植民地化されて行はれ、資本主義的生産又は植民者による資本主義的大企業たるものである。

植民地に於ける企業に必要なる労働力は土人又は奴隷の労力に依り、即ち Java 島人の Java ニ於ケル (Celebes 島人 Kidnapping, Marx). 西印度人の場合アメリカや西印度に於ける Indians に対する場合とは異なり。殊にアフリカよりの黒奴輸送は最も特殊なる形に於ける奴隷労働の輸入であった。因者は既に多くの世界に知られる労働者と自由民奴隷者は少くとも Pro-Law children; 黒人の子供に対する人、捕虜、或は所謂 intended servants. (労働物品) 等といつても強制的労働の義務を負へる者なり。奴隷解放後は形式上は個人の自由を尊重せるも未だ若干の政治的制度を暗黙のうちに土人に要求自由を他個人又は団体の制度を適用するは一の虚偽である。所謂賃銀奴隷は植民地に於ては奴隷なり。Lecky は英国をそれらの貧民工場に於ける労働者状態の悲惨なることを述べて奴隷、植民地に於ける奴隷制度也と殆ど同一といへるか (Democracy & Liberty それは言ひすぎてあらう)。

植民地に於ける企業の営利の目的をもって遂行せらるる事は多くを要せず、植民の動機それ自体の多くは営利にあり。土人の労力と土地の生産力とを ausbeuten せんとするにあり。甚だ植民地を住居の永住居住の目的に出でず。又本国の過剰 Bedarfsdeckung の所産は大なり。まず貴金属の輸入により多数の危険を利益と知るべきなり。Mexico, Peru 等に於ける金銀鉱の採掘。西印度に於ける砂糖の栽培等その著例なり。殊に

Cannan, Wealth 訳ヲ。
[illegible] 人口ノ密度ノ増進ハ、[illegible] 馬匹ノ入手ノ如シ。[illegible] 制限トナルカ。(P.509)
人口ノ文明ニ基ク主位制限。(P.509)
アメリカトノ特色、
人口ト資源ニ対シテ自然ヲ加ヘザル人種ノ主位制限ハ、[illegible] 流(P.509-10)

土人ノ trade.
altai 沿岸ニ住ム ロシア人ハ 鉄ノ Kessel ノ如キモノ、ソノ中ニ入レタモノ 500ノ Zobelfelle ヲ土人ニ与ヘタリ。
(10倍 : 500-600倍)
Hudson Bay Co. ノ土地ノ利益 2000% ニ上レリ。(Roscher. S.263)

* Sombart S.671. Prescott. Conquest of Mexico
Albuquerque 1511. Malakka ニテ 1,000,000 Dukaten ヲ掠奪ス
Welser expedition 1531. Venezuela 40,000 Goldpesos. (並ニ侵略ヲ掠奪、或ハ侵略トセリ)
Montezuma
Mexico.

** Land-Tax. (Sombart. S.697)
ワルイ土地ニテ tax 14/ 生産物 19/ 財産ノ出入 7/8
マシナ土地ニテ 17/ 19/ 26 3/4
Investment. (gewerbliche Erzeugnisse. 対ス Weber ノ言ヲ投資他為ニテ買ヒ上ル)

Java 等の黄金産出国に対しては欧洲南部に於ける位置を類推せらるるも clove (丁子 chōji) 及 nutmeg (肉豆蔻 ニクヅク) 等香料地帯は最も それに適する地を除き他地方の立木を悉く ~~伐採し~~ 枯死し、生産物多なる時は その surplus を焼棄するのみなりしなり。(Morris)

新のめざる労働及生産力の ausbeuten ヲ植民地に対して最も露骨に行はしは 土人の地域に対し fremde なる 政治的勢力の強力なる一国が侵入し来りて 之を政治的支配と変化し 如何なる国より進歩の地域に対し 政治的優勢の権威を受くることなきが故に 植民地に於ける 生産力を 強化し得たるにある。Sombart のいへるごとく "Nur wer Macht besitzt, kann erwerben; und wer erwirbt, vergrössert seine Macht." (Das Moderne Kap. I. 1. S.329) である。

而 (中世に於ける Italy 都市の Levant に対する植民的活動、欧洲諸国の アメリカ、アジア、アフリカ に対する植民事業は 上述の地方に対して 資本主義的生産を設定し ~~新旧の植民地政策は、資本主義的政策に於ける植民政策の資本主義化にも必要なる貢献をなしたり~~) 資本主義的植民の中心は 資本なり ~~資本主義が~~ 常に資本は 為政者に 蓄積せられたり。~~中世の和蘭~~ 資本主義 ~~時代~~ 初期に於ける 富の蓄積 ~~は~~ 主として 植民的活動に依る接収による。即ち植民的活動に従事せる 個人的 又は 集団的 冒険に 富を蓄積したり。 植民地に於ける富の接収は 狭義の掠奪* (Cortez, Pizarro 等 Spain の Conquistadores) の外 上述諸国土地生産力の 搾取あり、商業の 強奪あり。~~植民地~~ 土人に対する不毛なる 奢侈品の 貴賤あり 植民地に於ける 資本関係 ~~等~~ あるなり。 課税は 危険をもいとわず (英国東印度会社の land tax.)** 的 ~~性質~~ 性質を有するあり (Repartimientos ~~Encomiendas~~ ~~& Congo ノ実例~~). 或は 夫役を

Encomiendas. (serfs attached to the soil)
一定地一定物産供給ノ事ヲ

*Van den Bosch: 土人ノ労働日 day ノ1/5ヲ土地ノ1/5ヲ強制栽培シ、(政府ノ強制ニ依リ)、その生産物ヲ強制的ニ安価ニ買入レタル。(政府ノ)Sugar. Coffee. tea. indigo. rice. tabac 等

Congo Force Publique.
土人ガ一定ノ日数ニ一定ノ仕事ニ森林ノ Product ヲ gather スル義務ヲ負ハス。(nominal price ナルコト)
他ノ仕事ヲ監督スル方ハ土人ヲ Force Publique ナル民兵ニ徴発ス(15000人以上)。コノ民兵ハ、実ハ逃亡ヲ他ノ仕事ニ妨害スルヲ強使セシムル

March 1957 — 1966. 白人農園人ガ印土人ヲ所有シ、生産 6百万磅.
Sullivan's Opiumkontrakt.

* 植民地ノ宗主国ニ対スル関係ハ都市ノ Landschaft ニ対スルニ似タリ。
(Baumrecht. Strassenrecht. Marktrecht 等).
又直接ノ場ノ接触ノ外 normal ナル制約ナキ関係ニ於テモ植民的関係ハ世界ノ生産力場ガ大ニ contribute セリ。植民地ノ土地ハ資本主義ニ対シ生産力ノ全 capital 生産力ニ生産物ヲ増加セシメタリ。
例ヘバ Australia ノ羊毛ノ生産物ハ市場ニ供給セリ。
例ヘバ Canada ノ wheat, 例ヘバ wool 農業、工業ノ発展ノ供給量ヲ激増セシメタリ。(北アメリカノ wheat, 例ヘバ wool) 産業ノ発達ノ為ノ人口増加 (Malthus 人口論!) 及ビ材料使用ヲ可能ナラシメ、又一方ハ植民地ノ土地ハ強制ニ依リ移民ヲ送リ出セリ。植民ノ生産物ハ市場ノ!

* 貨幣ノ為替 — 仮貨幣 — 商品 Nachfrage ノ増大 — 不均等交換ノ目的トシテ
生産ノ為ノ貨幣ニ対シ Absatz ノ生産ノ為ノ

** かくの如く世界ノ植民地ハ資本ノ為ノ市場、市場ノ拡張、生産物ノ増加等ニ依リテ資本主義ノ発達ニ貢献セルガ故ニ植民政策ハ当時ニ於テ巨額ノ資本ヲ要シ大ナル危険事ヲ伴ハルモノナリシ故ニ個人ノ為ニ資本ノ為ノ株式会社ノ組織ヲ以テ之ニ当リタリ。(その最も著名なるは
Dutch East India Company (1602年. Capital stock 五百万弗. 2153株)
English East India Co. (1600 chartered. 1612 株式会社化セル.)
等ノ株式会社ノ設立ハ植民政策ナシ以上ノ利益ヲ得タリ。(米国史料集. P.68) 也有力ナル植民地ノ生産ヲ発達セシメタル結果、植民ノ資本主義発展上ノ影響ハ極メテ大ナルモノアリ。
英. Merchant Adventurers Co. (1407)
Virginia Co. (1606)
植民会社ノ最初ノ例 Genoa, Moana 1347. (Sombart S.441)

帝国主義ノ政策(Java の Culture system)*、いづれも土人に対し苛酷の負担であった。
又ハ土人ノ労働又ハ労力ニ乗ジテ彼人ニ世界価値ニ近キモノヲ高価ナル商品ト交換シ、又ハ土人ニ不必要ナル物ヲ強制ニ依ル商品ノ販路ヲ拡張セリ。Adam Smith 曰ク西印度ニ於ル植民的侵略ヲ harmless natives ニ対スル injustice ナリト云フ。(Cannan's Ed. Book IV. P.90)。Karl Marx 曰ク印度ニ於ル英国ノ東印度会社及ビ其ノ使用人ハ土人搾取ノ為メニ「錬金術者ノ如ク鉛ニ黄金(Nickel Gold)ヨリ金ヲ生ジ、大々的ニ苗ノ如ク一日ニ生え出デ、悪魔ノ如ク一夜ニ生え出デ、悪魔ノ如ク一夜ニ生え出デ、悪魔ノ如ク一夜

植民的開拓は oikumene の拡大なり。これ即生産地域及市場の拡大なり。而かもこれは新しき土地及新しき社会群の間に於ける物質的関係に大に基き、その拡大は（植民的拡張）平面的なり、主体的なり、也人数的拡張範囲の拡大が植民全面と。殆んど synonym なることを見れば植民の植民的意義の重要さを知るべきなり。

* 印度の如き貧乏国の場合。自ら Sir William Hunter の言 "Si la population de l'Inde mangeait à sa faim, elle n'exporterait pas; son exportation représente des estomacs vides." (Vignon P.272)

* 生産力豊かな資本主義の国家は資本に対する Profit を高率ならしめ、従って投資を誘致し、生産事業の拡張を速かならしむ。而して植民地はいはゆ

物産者の労働組織の変化
Cannan. P.267

植民に対すべきは植民地に於ける物産者の植民的地位なり。植民土人が Ausbeutung の為に貧民化するに至り物産者の植民的状態は実に悲惨の境遇に陥るを事実とす。新しき土地 (jungfräuliche Boden) に於ては未占有の土地豊富にして地價も世代價の如きは極めて廉價なり、物産者は容易に生産手段の所有者となり支持すべき地代又は利潤は極めて微少なり その負担なく、ありとするも極めて微少なり。自己の労働又は資本の果実を全部自己の手に納め得るの故に自ら奮起となる。而して資本主義は生産力の非常に spoil せられ、返らぬから return するものである。従って富の蓄積もよいのである。而して彼は広き土地を耕作して多大の収穫を得なれば、而して要求するものは労力と資本なり、故に奴隷制度廃止され又は接近すべき土人絶滅したる場合に於て自己労働者に対して支持はつべき負担は自ら皆無となる。従って資本主義者は容易に自己の地位を改善して自ら生産者の所有者たる地位に立つのである。故に土地の生産力豊富にして之に対する労働の供給不十分なる限り、換言すれば或る地域に於ける植民活動の管理者存在する限り、之に流入する労働者の繁殖は旧国に於けるよりも迅速なり。

~~生産力と共なる資本主義の発達は資本に対する需要を高ならしめ従って利潤が高くなる。故に資本の投資を誘う。~~ 故に物産者に対する資本主義的階級の勢力を最も顕著なるものあり。しかるに労働者の繁殖は人口の増加及び物産を要求し、而して一方投資の増加は植民地の産物の繁殖を増進し資本主義的植民地の中心的なる階級の発達を著しくすることである。

都市の raische Entwickelung. (Roscher. S. 53-54)

合衆国人口

1790	3,929,827人
1800	5,305,925
1810	7,239,814
1820	9,654,596
1830	12,866,020
1840	17,063,353
1850	23,263,488
1860	31,443,321
1870	38,555,981
1880	50,445,000

New York

1756	13,000人
1820	123,706
1840	312,710
1850	515,507
1880	1,206,000 (mit Brooklyn 1,941,000)

1820年 人口130万 〈 農村から人口流出 / 農村から人口流入

農村から人口流入.
Zuwachs 3%.

California → 人口増加. (人口)

1830,	23,000人
1852	310,000
1880	864,000.

(1878) Irish 26%. 支那人 19. イタリア人 14. 英人 10. カナダ 5. オランダ人 4. インド人 2. 米国生まれ 20%.

St. Francisco

1845.	150人
1847	500
1880	234,000.

(男女あり) 人口 10,000 中女 4000人.
1849. 男 96,000人 (内中 75,000人 20-40才 [illegible]).
1870. 男 349,479 女 210,768
1880 男 518,176 女 346,518

急に増加した理由 rasch+7

New Jersey 1795年 比較的 第1, 5位

合衆国, Cotton 輸出 1792年 62,100 Kilogramme
1834年 173 Millionen

10 States の 増加率	Virginia の 増加率
人口 30.8 %	7 %
収穫 68.0	31

"奴隷を使役する" の増加率

人口	33.33 %
綿	47.0
米	51.0
甘蔗	61.0
Coffee	81.0
Wein	46.0
Farm Geld 収	82.0

Roscher P. 55

金利 高さ. (Roscher. S. 57)

1751 英国 3-5%. フランス 6-10%.
1830 ベンシルバニア. 6%. New York 7. 南部諸州 8又は9. ルイジアナ 10.
1880. 豪州 5-20%. etc.

賃銀
北米 農工 1100-1450 frs. jährlich
フランス 640 frs. 〃

(以下段落は独逸文, 英訳なし. democratic なれば
移民 の人口増加を惹起. (Kinderarbeit, 教育と大切)

都市は農村の資源を吸収する力をもつ. 都市は交通の発達によって分散されば, 遊牧時代, 農業時代, 農業時代, 商工業時代で, 都市は農村の発展によって分散されば自然自足時代, 都市の交換時代及び資本主義の時代である. 極めて短日月の間に ~~[illegible]~~ 都市における農村の優越さ (~~[illegible]~~ 都市における農村の優越は アメリカ合衆国内へかれば 都市発達の速度.
Jagd u. Fischerei — Ackerbau — Stadtleben
(Roscher. S. 297 ff.)

都市は人間の繁栄, 又 [illegible] の繁栄, 基礎となる. ギリシヤ, 地人 [illegible] ある, メガラ, 都市はいかなる. (アリストテレス と雨). Roscher. S. 69

[illegible] p.
Individualität. (Kampfkraft gegen die Wilden)
rastlose Tätigkeit (Heimatlosigkeit) "Kulturnomaden"
Spekulationsgeist. Wanderung.
"Mache Geld!" — Gefühlosigkeit.

Dominion
Lord's demesne
Sonbuch I.1.68

κληρουχία = κλῆρος lot + ἔχω have. = colonia.

第五章 植民地の概念及分類

植民地とは植民的政策の行はつつある地域なり。故に植民の本質を如何に解するかによつて植民地の概念も異なる。若し植民を実質的に解釈する時は苟くも移住の物位に伴ふ政治的政策のある地域は之をすべて広義の植民地といふを得べし。~~Marx は アメリカ合衆国は独立後に於ける場所の Kolonialland なりといつつ単に黒人に限らず 白人 支那人 negro の植民地なり。~~ 植民は之には政治的概念を含まず従つて植民地も 政治的領有の概念を含まず。Lowie が Dependency と Colony との区別を力説せるは極めて正当なり。属領にて実質的の植民地たらざるあり。植民地にて形式的なる属領たらざるものあるはなり。

~~然るに此点の通説は植民地と~~ (所謂改地植民により Westpreussen の人々が Ostpreussen に移住し、十津川村の人々が北海道に移住せる時には 之地域は各々 Westpreussen 人又は十津川人の植民地なり。)

Marx はアメリカ合衆国は独立後に於ける場所の Kolonialland なりといつつ (Kapital I Band) 単に黒人に限らず 白人 支那人の植民地たつなり。ἀποικία と κληρουχία とギリシヤ人の移住政策なりとする以上ひとしく希臘人の植民地なり。

~~植民は之~~

然るに此点の通説は植民地を政治的に観察し、之を本国に対する観念なりとし、本国と其地域との間に於ける従属関係の存在を必要とす。曰く「植民地とは 母国が其本来の領土外に於て 別に公

* 山田氏は比定的ナ狭義ノ植民地ニ止ル。

* 第一章中ニ原文ノ抄録シタガ
山田氏モ亦 Reinsch ノ "subordinate" ナルカナカ

Reinsch: colony may be settled by citizens of the mother country & their descendants, or it may be peopled principally by another race: (P.16)

山田: 特使的有望ニ殖ヤ内ノ、要サルモノヲ植民地ニ移スコトヲ得ベシ。(P.45, P.44)

山田: colony ノ土地ト訳スルモ植民地トイフトモ属領若クハ領土トスベシ (P.47)

Stengel. (1) Eigentliche Kolonien
(2) Protektorats Länder
(3) Interessen= oder Machtsphären

* 1886 英独ノ Kameroon 境界条約。
1898 独ハ サンジバル、ヂゴア獲
1885 英仏ハ トーゴー、ダハレー
1898 〃 ルビリア、ハシャール、ソコト、マダカスカル
1899 〃 英スーダン。
植民ト訳ス

有セラルル土地ニハ母国ハ之ヲ本国ノ領土ト同一ニ取扱フコトナク別ノ形式ニ依リテ統治スル地方モアリ」ト。(山田 P.53.* Reinsch. Col. Gov. P.16*) 即チ植民地ハ単ニ之ヲ属領若クハ領土ト訳ガシトスル。(山田 P.45)。彼等ノ形式ハ領土ノ意味ヲ含メテアルヲ見ルベシ。~~然ルニ~~ 比較的解釈ニ於テ別ノ法規有セル土地ト訳スルハ必ズシモ其土地ニ対シテ領土権ヲ取得スル云ハヒニハアラズ。或ハ其土地ニ対シテ完全ナル主権ヲ取得シ国内法ニ於テモ本国ト同一主権ノ下ニ属スルコトアリ。合衆国、英領、樺太ノ如キハ之ヲ狭義ノ植民地トイフ。或ハ国際法上~~領土主権ハ~~ ノ主権及ビ領土主権ヲ有スルモ その地域ニ於ケル主権ノ重要ナル行使ハ外交及ビ財政ノ他国ノ制限ヲ受クルノ~~事ニ属スル~~ 場合アリ、所謂半主権国ノ状態アリ。仏国ノ Tunis, Tonking, Anam, Cambodja ニ対シ英国ノ印度土民王侯ニ対スル関係ハ その一例ニシテ之ヲ植民的保護地 (Koloniale Protektoratsländer. Köbner. 12) ト称ス。或ハ他国ノ領土主権ニ属スル地域ノ一部ヲ借リ受ケ一定ノ期間之ニ対シテ統治権ヲ行使スルコトアリ。関東州ノ如キモ一例ニシテ租借地ト云フ。~~最後~~ 保護地及ビ租借地ハ最密カニ言ハレタルハ領土ニ属サレドモ自国ノ特別統治ニ服スルガ故ニ之ヲ植民地ノ中ニ包括ス。所謂勢力範囲或ハ利益範囲トハ或ハ一定ノ地域ニ於テ植民的統治権ノ主張ガ競争国ノ条約ニヨリテ特定ノ国ニ留保セラレタル場合 (Africaニ於ケル独乙対英、仏、葡ノ条約。南洋ニ於ケル独乙対英、仏ノ条約) アリ。或ハ他国トノ条約ニ於テ その領土内一定ノ地域ノミニ自国ノ~~安全~~ 利益ニ重大関係アルノ理由ニヨリ之ガ不割譲ヲ約セ~~シメタル地域ナ~~ シムルコトアリ (我国ニ於ケル福建省不割譲条約)

interesse — „das noch unentwickelte Recht" (Köbner S. 14)

1894. Mai. 2 の Kaiser の勅令をもって Reichskanzler は Schutzgebiete 住民の
勢力範囲の地域に対し Schutzgebiete 住民の
民刑、行政を定義するの
権を与へる (Köbner S. 15)

或は他国内の或る地方が特に自国と密接なる政治的(及び法律上)利害関係を有し
居留民の当地域内に居住することを国際の協定により確認或は認
諾せらるる場合あり (日本の朝鮮に対する)。いづれも未だ充分なる定義なきも当地
域に対する領土権の延長ありたるものとすれば之をもって直に植民地
なりといふも得ず。然れども第一種の勢力範囲は植民地の第一階
段なりといふべく、又たなくいづれかの形式にせよ植民地の施行せら
るるに至り今日にては殆に世界の Interessensphäre を設くべき要
地は地球上有在せざるに至れり。而して第二種の勢力範囲は多くは
実質的の植民地にして何等か政治的事件の発生によりて形式的の植民
地となる可能性のある地域なり。(英 Palästina 仏 Syria)

植民地、保護地及租借地はいづれもなほ本国の外に於ける
領土なり。~~其本国領土~~なるも一部なれども之を割譲すれば分離
すれども之に属す。是近代租借の特別なるが為めに特別の
領土制度を設くるものなり。斯の如き植民地の形式的観念及び
分類が植民地の法律的又は政治的研究に必要なるは言を
俟たず。然れども余は植民なる一の総合概念の研究の為めには
立ちて足れりと思考せず。之づ一地域が領土なるとして
直に事実上植民と関係するものにあらず。学者の根拠地(Kolonial Stützpunkt)と称するものは単に軍事上の
根拠地として(Gibraltar; 英 Helena;)或は海軍官庁の伸延
地として(Guam)利用せらるる限り、実質上の植民地にあらず。
人が永久的居住を目的とする場合に於て始めて植民地なり。
人の移住が発足せらるれば、領土たれども植民と何の関係なき人民。

Congo.
1876. Association international. Africaine 設立.
(ベルギー王 Leopold II)
1884 Berlin Congress の決定 Congo Free State 設立
(Leopold II 王トナル)
1890. 併合ス
1907. Belgium ニ併合サル.
Zanzibar ヲ 1888年 獲得セリ 其ノ年印 アフリカ会社ニ譲渡ス。

Algérie
1881. Système des rattachements. 植民地行政ハ仏ニ各々分離セラル。第2代ギ氏ノ代ニ
(植民地ヲ一ツノ部ニ分ケル)
(1886. Governor-General ノ権力ヲ与フ
1901 separate Budget ノ設ケ
Algérie ハ本国ノ一部トシテ 各々同様ノ地方制度ヲ布キ、各々法律ハ直ニ Algérie ニ及ブモノトス
1919年 仏国陸軍ニ徴ヲ受ケル Algérie 人ノ他主、党員等ニシテ仏籍ヲ離スレバ仏国市民ナリ
ヲ。

Reinsch. Col. Gov. S. 19-20 (Schäffle, Deutsche Kern=
und Zeitfragen. S. 168 ff.)

第二に植民地は母国の領土なりとせば 母国と植民地との関係、
なく私人又は私法人の或一地域に対して統治権を設立する場合は
植民地にあらずとせざるべからず。Congo は ~~Association international Africaine~~ なる私法人の所有なりしが 1907年に至りて
ベルギー国に併合せられたりとする。~~植民地を~~ 之が所有と営業とを
Congo は 1907年に後れて植民地となりしものなるが 如き協会の
~~Congo 所有~~、かゝる場合に於ては 形式的所有は植民地の事件発生の原
因を定むるに適当せず。

第三に植民地は国法上母国の一部として取扱を受けざる土地なりとせ
ば Algérie のごとく併合の一部として認めらるゝものは 即ち植民地にあらず
とせざるべからず。然るに仏人の Algérie に於ける政策と Tunisie に
於ける政策と異なる所いづこにあるや。(Sarraut も植民地の性質を有する
事を認めるにあらず 常に Algérie を Colonies の中に入れて居る。)
~~植民地の性質を法律的~~ 之等の論旨より見て植民地の実質的観点の必要なること
知るべし。

植民地の分類については上述法律的分類の外各地の概況による
各地の分類あり、獲得方法による分類、更に分類中は植民の実質に
touch せざることは 法律的分類と同様なり。今植民の本質に基きて植
民地を分類せんとせば其標準は 社会的、経済、地域及 ~~政治的~~
政策の四を出でざるべし。之等の長所短所を研究すべし。

1. Schäffle は植民の本質を以て より高き文明のより低き文明に
及ぼす影響にありとなし、本社会的の文明発達の ~~段階の~~ 長短の観点に

"Plantage ist ein Betrieb mit Zwangarbeit, der speziell für den Absatz arbeitet und Gartenprodukte hervorbringt."
Grundherrschaft und Kapitalismus: 拡大再生産システム
M. Weber; Wirtschaftsgeschichte S. 82

Handbuch der Geschichte des europäischen Staatensystems und seiner Kolonien von der Entdeckung beider Indien bis zur ~~Entteilung~~ Einrichtung des französischen Kaiserthrons (1809)

Heeren:
植民地
- Ackerbau Kolonien
- Pflanzungs "
- Bergbau "
- Handels "

Egerton, Origin & Growth
- Factories
- Plantations, primarily settlement of capital
- Colonies proper, primarily settlement of men

従って植民地の分類を為さんとしその為 ~~文化~~ 文明を 都市的状態、封建的状態、都市共和国、領土国家、民族的国家の五段階に分てり。此の分は植民地と文化を異にする五種の相の接約にありと見なす点に及その接約の結果の多様なべきを suggest する点にあれど世界の繁栄すれども、右の接約はそのcombination 極めて複雑にして殆んど分類の用をなさず。(但しSchäffle 自身も認むるごとく大体は植民地は ~~の~~ 民族的国家の状態にあれどもその植民地よりの移民は Berlin 会議の如くは ~~の~~ 国会 (ideal region) ~~地方~~ 文化の第一段階を代表する地方より出づ。かくて一国家内に各種文化の ~~段階~~ 段階を認むべく ~~その~~ 植民地は低位の段階の文化を一層複雑となる。)

2. 住民の人種的関係に基き Eingeborenen-, Misch-, und Ansiedlungskolonien の三種に分つ。~~植民地に於ける住民の~~ ~~多数の原住民の住民と共に有者なる者~~ 第一種のものは ~~主人~~ 主人種の多数原住土着の関係により移住者の住民に過ぎず主人の資力の代表者が主人なるもの。第二種は数住者が主人の地位をもつ(アフリカ)第三種は移住者の住民に過ぎず主人種なり。夫々によりて本国地位に於ける民族の政治的関係に重要の元素を生ず。しかし最重にいへば第一種は常に、第三種も為 ~~多数の~~ 多数(主人住民に比べて少人数)と性質或程度に於ける Mischkolonie なるものである。

3. Leroy-Beaulieu は植民地の性質に従いて (1) colonies ou comptoirs de commerce. (2) Colonies agricoles ordinaires ou de peuplement. (3) Colonies de plantations ou d'exploitation となせり。植民地を ~~発~~ 発展的に分類すれば主本位主義(住民の性質に従いて)

Bedarf Deutschlands an Kolonien? 1879

Fabri.
発展植民地
商業植民地
Strafkolonien.

Roscher "Heerden" 1 行 ...

(Bergbaukolonien) — 略 ...

"nach der vorherrschenden Bereicherungsart von Seite der Kolonisten" (S.3)

A. Eroberungkolonie ... Ansiedler が自己の生活のために土人を奴隷化する代りに, Ausbeutung によって利益を得ようとする。① 土地, 地租, 人口, 奴隷, 文化, 特産物 ... 地方 ... 主として ... plünderung ... 大なる利益 ... S.5
② 元来 ... 奴隷 Sklave system ... S.6 ③ Militärkolonien ... (略) 初めは中世者 ... S.8
~~Ackerbau~~
~~Plantagen~~
B. Handels " ..... 此地方は vielzu kaufen und zu verkaufen ... 仲介貿易, Zwischenstation. ① 最初 Handelsfaktoreien ... S.12
② Handelskolonie ... "eigne Nation" bilden ... S.16
③ 教育 ... 植民地 ... H. Kol. ... S.16 (4) Fischerkolonien ... Nebenart der H. kol. ... Schiffahrt ... S.18.

Girault.
(1) Colonies de commerce
(2) " d'exploitation. 土人多数 ... (Java)
(3) " de plantation. 土人は存在せず 別物 ... slave ... (Les Antilles)
(4) " de peuplement
(5) " militaire
(6) " penale

Roscher つづき.
C. Ackerbaukolonien ... 土地 ... 共有制 ... kulturvolk ... 最初 ... friedliche Ackerbaukolonie ... 定住 ... 或 ... 植民 ... 移住 ... 植民 ... (S.18) ... 植民 ... 建設 ... 植民 ... 国 ... eine Nation ... S.18. ... 共有 ... S.22
(定住, 用地). Viehzuchtskolonien ... Unterabteilung ... S.23
D. Pflanzungskolonien ... Luxusartikel 生産地. "Treibhäuser von Europa" S.23
... 土人 ... 輸入 ... (奴隷, 用役). Pflanzer ... heimisch ... 第二 ... Absentee ... 18世紀 ... Guyana ... 80人. Jamaica ... Begriffe ... (80 Güter ... 世界) ... 人口 ... 1818 Dominica u. Trinidad ... Demerara (83000人) ... 1.一つ ... etc. (S.25)

之なり, 此地域に於て商業に従事する Factoris と殖民者が自ら耕作に従事する農業地と, 土人を主として ~~農業に~~ 土人の耕作を監督するに止まる農業地と分ち, 之れが植民政策の主旨を異にするやう思はる。然れども ~~若し~~ 商業根拠地と農業地とは往々一植民地に包含せらるるのみなるべし (Batavia in Java). 斯の如き植民地に於ては之れと共に鑛業, 漁業, 工業等 植民地の各部門を兼て別管せらるべからず; 且つ農業地については殖民者の多寡を比較し商業根拠地については主要なる殖民者の性質を比較すべきは不欠如なりとせざるべからず.

4. Reinsch は所説は settlement colonies 及 exploitation or investment colonies の二種に (Col. Gov. P.17) 前者は殖民者が土人の ~~強大~~ 全部又は大部分を絶滅せる地域に於て農業其他の産業に従事する如きを謂ひ, 後者は少数の欧羅巴人が自然富源の開発に従事する如きを謂ふ。而して彼は後者を更に commercial, agricultural 及 industrial に細分し, 寧ろ投資植民地は此順序を追て発達するものなりとせり。此分類は Leroy-Beaulieu の分類よりも logical なれども殖民植民地にあっても之れ自然富源開発のための投資あり, 投資植民地に於ても或る程度の殖民あるものなれば此分類も完全といふを得ず.

5. Köbner は左の如く分類した (S.22) 此分類は土地を標準とす.

a. Gebiete der Urproduktion { Siedlungskolonien / pflanzungs "
b. Koloniale Stützpunkte { Handelsvermittelungskolonien / politisch-militärische Stützpunkte.

a は selbständige koloniale Wirtschaftsgebiete なりと b. は

Frang 分類

Schäffle, { Voll- oder Urkolonie (Siedlungskolonie)
Pfropfkolonie (Nichtsiedlungskolonie)

少なきものあるとも。高等植民地の場合は植民地の一単位を成すとするの理由を知るに足りも。その分類はむしろ植民的な神的植民地と差し考えを強位。開発及商業の三に細分する方が一層 logical なり。(a) は Leroy-Beaulieu の分類と等しく (b) は通説による植民地の分類として性質を異にすること過去なれども原始的植民活動に属せずと解釈するものである。

6. 植民地を気候によって熱帯植民地及温帯植民地とするは植民地の九割を地域的に限定し且つ気候の植民活動に及ぼす影響大なるものなるが故面白いものである。(永井柳太郎) 同じ熱帯地といいても高地に属する温帯地域あり (India, ヒマラヤ山脈, Peru の都 Lima, 東アフリカ Kenya 植民地, 白人居住地) 又に特殊に属分されることを得ず。且つ七区別は植民活動の結果の出る長を除外する方法はそれ自体に対しては形式的にはこの特殊の社会的活動を時代的気に対して実質的なるものである。この三温帯植民地が熱帯地であっても温帯住民の主に植民すると熱帯住民の主に植民するとは既に異なる。

以上各種の分類は多少の批評は免れざるも何れも有用にして植民の実質に基きそれぞれの目的に有用に利用せらるべし。又を通説するに Schäffle の分類の移住と社移住の員数比較に主眼せるのは反対 反植民運動の人数の対照に着目せるを見るべく、且つ政治的人口多くとも温帯民を移住者としての主眼に立つものである。しかるに景位の長は植民に絶対的必要なる要件でないから性質を度外視し植民地は大に簡単に移住者の比較的多人数居住せる土地と然らざる土地とに分類することが最も妥

* Mexico 1900年頃 人口6700万 { 43% 混血 / 38% Indians / 19% White

Greenland、エスキモー族ト丁抹人 1820 混血 圧倒的 14%
1855 — — 30%

この常に混血スルトハ限ラズ、英人のIndiaにおける事。(英人ト印度人トハ別色)

時には少きも、比較的多数となれば土人に対して移住者数の他部分に
~~移住~~多数なりと云はせざるとも、彼等を圧倒的少数たらしめざるを必要とする
迄の欲望なり。

移住者の比較的多数なるためには土人の絶滅少きこと、地形上のchance
多きこと等、彼等の距離あるべき甚だ大なるか、他域が同盟地帯にあ
るか如きもつとも多し。気候が健康に適するが故に体力を増し、男子女子
や壮少男の死亡にも適するが故に~~人口を土人~~人口の自然増加を殖やす。又土人と雑婚
の機会少なくなる。而して移住者の数が比較的多数なれば早く集団的
生活の基礎を固くし(自己の富力と勢力とを以て社会的活動に従事する
ことを得る)而して土人の文明程度が自己より~~甚だ劣れる~~高き時は之を融和せざる
(漢人と満人、Rome人とTeuton族)。BCと同程度なる時は之を
融和し、劣なる時は之を圧迫し土人の数減少するに従い仮面
隠蔽の必要なきに至る。(アメリカ人、アメリカIndians!)。而して人と同
盟地帯に居せずして~~移住者~~移住者の生活的~~文明~~距離的条件により多数移
住を許さざる時は同盟の欲求を生ず。(支那人のシンガポールにおける、
~~西太平洋~~南洋人の西印度、南米における)。

移住者の~~過~~多数なる少数なるは之と反対の理由により反対の欲求を生ずる
なり。即ち最大の理由は気候の良否なり。移住者は熱帯地方に長
期間滞在する時は健康を損じ生活力を減ず。殊に女子や幼年者の
移住に適せざるのみならず人口の増加を妨げ、而して土人と雑婚する
のchanceを多くす。その結果的生活は変化せざるに労力の供給を
他に受けざるを得ず。従って甚だ多くは土人を使用して拡張的に
自然淘汰の推移に従うのみ。常例の欲望強く土人に対する接

強し其人に強いられる自己の特異の ~~[illegible]~~ 性格は全く消失わか
者圧迫の傾向大なる ~~若し[illegible]の思想~~ 或は之に従属的となり之度合の
進々となる。~~[illegible]~~ 特徴の強少なるときは其のおく社会的の社会的適応
となる傾向あり。而して之等の現象は気候の如何に関する特徴の強少は
相関に対して著しく認められる事なり。

買入の例…
U.S.A. Louisiana ヲ佛国ヨリ買フ。(1803年) Virgin 島(西印度)ヲ丁抹ヨリ買ヒシ。(1917)
〃 Alaska ヲ露国ヨリ 〃 (1868)
ドイツ. Marianen, Karolinen 諸島ヲスペインヨリ。(1898) of Puritans 又ハ Quakers, Indians ヨリ土地買入

交換の例
日本と露国。千島ト樺太。(?)
africa ニ於ケル英・独。独仏国の交換。
蘭英。~~Java ト Singapore~~ Malacca ト Sumatra 島内 British settlements (Benkoelen) ト
交換 (1824). Sir Stamford Raffles:
Singapore .. Raffles ガ Johore princes ト treaty ヲ行ヒシ (1819)

捨き
Sweden ガ Prussia ニ対シ Stettin ヲ Pommern ヲ捨キニ入レタ (1713)
Genoa ガ 仏国ニ対シ Corsica ヲ捨キニ入レタ (1760).

租借
独乙.. 膠州湾 1898
ロシア.. 関東州 〃
英国.. 威海衛 〃
仏国.. 広州湾 1899
日本.. 関東州 1905 ポーツマス条約. 日本租借条約.
1915 日支新条約ニヨリ租借ヲ 99年ニ延長 (元ハ25年)

第六章 植民地の取得及統治

実質的植民地は の取得は 第一 植民地の取得 植民的活動により 形式的(法律的)植民地の取得は政治権の拡張による。両者は勿論統治の策略を別にすれども その内容は密接にして実質的植民は その地域に対する政治権の拡張を来たす原因となること多く、逆之と同様に或地域に対する政治権の拡張は植民的活動を容易ならしむ。

植民地に対する受動的原因の一特殊的なるときは、植民地は平和的に取得されたれども 能動的なるとき 即ち土人の抵抗力少なるに基く時は 暴力又は謀詐によりて植民地は設定せらる。況んや統治権最延長は 直接又は間接の征服によること無論なり。若し植民は実質的に於ける土地先占権の駆逐(expropriation)を前提とし、その駆逐が暴力(force)によらざることは稀なり(Siger, P.63) (土地占有の実権殊に土地に対する所土権乃至統治権の特殊が全然自由意思によりて為さるるは社会心理の法則に反す。) 買入、交換、捨き等私法的方法による領土権の拡得は稀有なる例外にして、これは 普通の 所謂植民地獲得の方法に於ける契約にして、~~第一次的~~ 植民地の第一次的取得は土人に対する暴力的圧迫の結果たること 疑なし。 租借も亦私法的契約なれども植民地獲得の方法としての租借が決して平和的手段にあらざるは人の知る所なり。 先占は歴史的に重要なる植民地取得の態様なるが 発見の権利、法王の裁許、Hinterland 主義 による先占は有效なる領土権の取得といふを得ず。 1884-5年 Berlin Congress に於て Africa 大陸に於ける先占は その地域内に実力を伴ふべく且つ条約の入るに 公布することを要件とせるは之によるなり。而して先占は無主地に対して行

Right of Discovery.

Cabot, 1496年太西洋ノ北大陸ヲ発見シ、(信憑ノ値ナシト雖モ)
英国ハ北米大陸発見ニ基ク権利ヲ主張ス

Balboa (スペイン) 1513. Pacific Ocean ニ達ス

"Advancing up to the middle in the waves with his buckler & sword, he took possession of that ocean in the name of the King his master, & vowed to defend it with these arms against all his enemies." (Egerton, Origin. P.36)

Papal Demarcation Line.

1493 法王 Alexander VI の Bull ニヨリ スペイン: Azores 及 Cape de Verde Islands ヨリ 100 Leagues 西ニ走リ南北極ノ線ヲ一体ヲ割リ、ソレヨリ西ニ走リ発見セラレタル又ハ今後発見セラルベキ凡テノ islands 及 mainlands ヲ grant ス。
Portugal :.. 北海ノ線ヨリ (南ニ アフリカ、南北ヨリ西ニ 中アメリカ ヲヨフル線ヲ)

1494. Tordesillas 条約ニヨリ 此線ヲ更ニ ~~西北方~~ 270 leagues 西ノ方ニ移シタリ。(西経46°)
Brazil ニ関スル事 (此 line ヨリ西方ニ属スル)
Moluccas " (" 東方 ") ニ付テ争ヲ起ス。

Hinterland 之訳
アフリカ分割。

~~仏領~~ 仏領
日韓合邦. 明治四十三年(1910)
McKenzie. Tragedy of Korea
Henry Chung: The Case of Korea

British India ト native states トノ関係.
doctrine of "lapse". 保護ヲシタル native states ヲ全ク isolate (孤立隔離) セシメ、ソノ minor ノ場合 ruler ヲ depose セシメ direct their rule ス。"lapse" の doctrine ヲ適用シテ土地ヲ没収シ British India ニ併合シタリ。此政策ノ結果 1857 Mutiny 起ル。 (Reinsch. Col. Gov. P.122)

* 独領 West Sud Africa. Bremen ノ商人 Lüderitz. 1883 ニ原土人ト条約ヲ結ビテ土地ヲ買ヒタリ。(英独ノ主張)、1884. April 24. Bismarck ガ Kapstadt ノ独逸領事ニ対スル訓電
"Nach Mitteilung des Herrn Lüderitz zweifeln die Kolonialbehörden, ob seine Erwerbungen nördlich vom Oranjefluss auf deutschen Schutz Anspruch haben. Sie wollen amtlich erklären, dass er und seine Niederlassungen unter dem Schutze des Reiches stehen."

なると雖も、弱国に所謂世界地と云ふ世界地にあらずその住民の未だ文明の恩恵を享用(分享)し得ざるを云ふまでの一般に過ぎくのみ、地域に対する実力的支配が他地域に対するよりもより以上の暴力又は詐欺によりて行はるるは自然なりとす。

併合による領土権の獲得は所謂強制的併合(戦争による)は勿論、武力の威嚇的指示による場合と雖も自発的(自由意思)に基くことは稀にして、多くは力による圧迫の作用甚大なるなり。弱隣国上通例なる行為と雖も実質は暴力 force なること普通なりとす。

保護条約による植民的保護地の成立も亦被保護国の強弱により甚だ多様的になるべき筈なり。未開の部族に対しては詐欺的手段を用ひ、若干距離を置せる地に対しては軍隊力を背後に有する外交上の圧迫強制による如き。被保護地に対する保護は、国際法上第三国の干渉を排除するの権利にして、被保護国の独立主権の侵害を意味すべきもの、弱国の警戒を喜ばせず。保護条約の締結は多くの場合、完全なる併合への第一歩にして、弱国の抗争を避け又は被保護国の自尊心を傷けざらんが為めに出づる如きなり。ドイツの ~~Schutzgebiete politik~~ 植民政策は、殆ども世界の直接干渉

保護条約.
(第二期) 日韓保護条約. 明治三十八年. (外交権)
明治四十年. (主権行政、言語安寧、信教、裁判、官吏任用)
明治四十二年. (司法監督権)
" 四十三年6月 (監督事務)
同年8月. (合邦)

仏領 -- Tunis: 英ト競争

(第三期) 独逸領アフリカ* Dr. Karl Peters: 1884. Nov-Dec 6週間、独行ニテ土人ト 12 以上ノ保護条約ヲ結ブ。(~~Gesellschaft~~ Deutsch Ostafricanische Gesellschaft)
British Royal Niger Company: 1886-1887 年 300 ノ保護条約ヲ結ブ。
Belgy 領 Congo: Stanley ノ探検. 1876. International African Association.

Nake: Kol. politik u. Sozialdemokratie. S. 22–24

Reinsch. Col Gov. P. 139–140

獨領 Kamerun. 1884 Hamburg の商人 Woermann 等の土人酋長と條約せる事あり後獨逸 Dr. Nachtigal が地方を巡歴の上これを確認し尚 Kamerun 及 Togo に於ける土人と保護条約を結べり。 (Dr. Nachtigal の報告)

英佛 tutelage.

tutor ナル語ノ意味 --- 22条4項 (A項)

裁判所ノ意味 --- 22条5項 (B項)

22条6項 委任統治ノ手續 ... tutor ノ説明

＊同じく土耳古より独立の権利を得たるアルメニア人はその国土の独立を認めパレスチナ地方の住民にまきうけられたるも野蛮中なる回教徒の征服の為に亡ぼされ遂にその独立権利は英国に制圧されその後に委任を引受けきつかず
(1921. April. 2 – Soviet Republic となり ロシアの一部となった)

を通じ植民国民及土人を保護するの責任 に基く Schutzgebietspolitik なりと雖も単なる名目的植民地の政治に走りし後と雖も尚 Schutzgebiete の名は広く植民地を呼ぶ。

大戦争の結果 責任統治なる植民地取得の別き方法を生じたり。即ち敗戦国の土耳古の支配下なる植民地及領土の凡ての植民地及土耳古の支配せる領土中 Palestine. Syria. Mesopotamia は国際聯盟より委任を受けたる諸国の統治に属すべきことが講和条約第22条に於て定められたり) 委任統治は英語の tutelage (後見) の観念に基し「近代世界の激甚なる生存競争状態の下に未だ自立し得ざる人民の福祉 well-being 及発達 development を計るは文明の神聖なる使命 sacred trust of civilization」にて その遂行のための最善の方法として該人民に対する後見の任務を先進国に委任せしものなり。故に委任統治の意義は「その地域の統治が国際聯盟の名に於て委任国に委ねられたる事」にあり。その責任は極めて noble なり。然れども受任国は単に「資源、経験又は地理的位置に因り最も此責任を引受くるに適するが故に」統治を委任せられたるものなりや。抑も欧州大戦の開始と共に敵国植民地は聯合国軍隊により征服せられ Palestine. Mesopotamia は英国により占領せられ Syria に於ては仏国の軍事行動行はれたるなり。而して斯地域に対する委任統治の受任者は即ち軍事行動による地域の征服者に外ならず故に統治の権利は droit d'occupation により生ずるものと見るべき事なり。

委任統治には三種の別あり。所謂 Mandate "A" は土耳古領植民地に対する場合にその住民が既に独立国民として仮承認を受ぶべき発達の程度に達したるを認め、唯その自立し得べき時期迄委任者の施政上の援助を

取之植民地ニ対スル処置等ナル。

Kamerun ニ関シ. 4. March 1916 英仏条約協定.
Togo ニ関シ 30. Aug. 1914 〃
太平洋諸島ニ関シ 日英ノ協定

(以上ノ通リ実際ニ於テ責任授権ノ地域ガ定メラレタリ)

Wilson ハ之ニ対シ internationalization of colonies ヲ主張ス (Lloyd George 氏ガ).
日本. 濠洲. New Zealand. 南阿聯邦 …… l'annexion pure et simple ヲ主張ス
英国之ヲ support シ ソノ代リニ米国ニ対シテハ mandate system ヲ認ム. (安協)

責任授権ノ割リ当テ.

Togo. …大部分英 } 英仏分割.
Kamerun …大部分仏
East Africa …英.
但 Ruanda, Urundi ノ地方ハ ベルギー
Sud-Ouest Africain. …… Union of South Africa.
Samoa … New Zealand.
Nauru 島 … 英ト(Britain)
赤道以南ノ独乙植民地(Samoa ト Nauru ヲ除ク) … 濠洲
赤道以北 〃 …… 日本.

受クベキ旨ト定メラル。Mandate "B" ハ「他ノ人民(other peoples)、殊ニ中央アフリカノ人民ニ関シ、受任国ガ全部ヲ地域ノ行政ニ任スベキ状態ニアリトシ、大ハ受任国ハ良人ノ及代表ノ自由ヲ認メ、奴隷売買、武器若クハ火酒取引ヲ禁ジ、宗教ノ絶対自由ヲ認ムルノ義務及地域防衛以外ノ用ニ供シテ土民ニ兵役ヲ課サルノ義務ヲ負フ。Mandate "C" ハ「西南アフリカ及南太平洋諸島ノ如キ地域」ハ前記保障ヲ与フルヲ要スルモ受任国領土ノ構成部分(integral portion)トシテ統治セラルベキヲ定ム。今 "A" ハ実際ニ於テ過去ニ於ケル後見ノ観念ヲ表現スルモノトシテ、この人民ハ未ダ自ラ政治ノ力ヲ有セズ、その独立ニ関シ一定ノ期間ニ達スル時期ハ行人ノ定メルベキモノト規定セズ: "B" ハ恢ト接神教諸国ニ対スル後見ノ観念ニ代ル、而シテ "C" ニ至リテハ何等後見ノ観念ヲ含マズト称シ、故ニ之ヲ以テ annexion déguisée ト見ナスモノアリ. (Georges Cioriceanu, Le Mandat International). しかも "B" ト "C" ハ(後者ニ於テハ独立ニ対シ何等ノ自由ナルカ)故ニ等シク之ヲ仮面ノ併合ト謂フベシ。(この点ニ於テ文上ノ限ニ基キ)

故ニ委任統治ハ之ニ対スル国際聯盟ノ監督ヲ徹底的ナラシメサレバ一ノ名称的併合ニ過ギザルノ怖レアリトイフベシ。

(尚ノ如ク植民地獲得ハ征服ニ依ル場合ハ勿論他ノ形式ニ依リテ取ル場合モ実ハ暴力ニ依ル事多シ。而シテ歴史的植民地ノ成立ハ直接武力ノ発動ニ依ルカ又ハ私人又ハ私立会社ノ活動ニ対シテ得タル領土ガ後ニ本国ノ手ニ移ルモノトノ二ツノ場合アリ。前者ハ往々ニシテ実質的植民ト共同体ニ成立ス。ドイツガ膠州湾ヲ得、英国ガ Hongkong ヲ得、日本ガ台湾ヲ得タルガ如シ。之ニ反シ後者ハ本国ノ実質的植民地ノ基礎ノ上ニ国家ノ領土ガ延長セラルルモノナリ。James

和蘭特許会社役人(私物)
英国的会社. Fiscal トイフ人 Batavia ヲ根拠トシテ 1709 年之. 300,000 Thalern ヲ以テ
Valckenier 1737–1741 総督, 5 Mill. Florin ヲモツテ始ム. (Roscher S. 275)
会社ハ Trade ノ独占会社ニ - 既解ヲ使用シタリ. (子位ヲ日本ニ) 之ハ役人 Trade ノ為ニ利用セシタリ.

私人ニヨル植民地創設
Roger Williams --- Rhode Island
Hooker ---- Connecticut.
William Penn --- Pennsylvania
モ他 出来ル限リの建設.

Massachusetts Co. 1628
Hudson Bay Co. ~~1621~~ ~~1670~~ 1669? 毛皮ノ産出. 毛皮ハ帽子ノ材料トナル.
Dutch West Indies Co. 1621
仏国 East India Co. 1616
仏国 西印度 会ギ初 Co. 1671
仏国 東印度 Co 1664
英 Südseegesellschaf 1711. オランダ人ハ植民地ト, 商業ハ入貿易
etc. etc.

英国ハ特許会社ニ ~~[illegible]~~ 既ニ上 ドイツ会社ヨリ
英国印度会社.
兵隊ノ数 4,200,000 pfd.
Clive 指揮ノ下 (1775) 設立ノ会社.
ロンドンノ 2,930,568 pfd.
Hastings ノ指揮ノ下 配当 12½
Mill. pfd 利益 (収入ト利益ノ差ヒ大)
配当 1815. 22,375,000
1820 26,187,000
1831. 31,326,000

Politische Handelsgesellschaften. Roscher
Genua: Mahona (aktiengesellschaft) Chios 及 phokäa 征服 1346.
" Cypern 征服 1373/4
征服及植民(殖民)ノ為ニ (Genua ノ歴史ハ主ノ自ノ主ハ商ノ為ニ). これは中世人ハ自然ニ一致シタ.

蘭. 東印度会社. 1602. 為政ノ知ル所ニ従ヒ. 世界ニ発ス. "Kammer" トイフ. 之ハ 2153 株式 3000 fl.
Amsterdammer Kammer 56.9 fo Zeeland の Kammer 20.6 etc. etc. 各 Kammer ハ 各自ノ Schiffe ヲ派遣ス. 各船ハ独立ニ. 自ノ利益ヲ目ト. (或時会ハ自己ノ利益! S. 252–253) 17 directoren. 第三回会議. 近世的ナ ヤセラレタ個人ノ事ニ非ス 独立ハ. (諸行 各別ニ入). 性荒い 商人ニ張合ヒ. 土人ト, 政治的交渉. 宗教, 兵隊, 警察ヲ 受ケテ. Batavia ニ 移管ス.

決定 東印度会社 1600. 政治的 完全ヲ得タ. 1604. 外国ニ対シテ 代表ス. 1661 土人ト 空強 場合ハ 1774 廃止サレタ.
1612 迄 "regulated company" (各 member 自己ノ計算ニ於テ trade ス) ハ 1708 ニ 1 joint-stock principle ヲ 会社ノ基礎ニ 2 receipts ヲ 取ル ヤウニナレリ. 1708 ニ 之 Zeste Actiekapital ヲ有スルニ至ル. (S. 257)
会社 本ヲ, 政治 (1) 貿易独占ト monopol idea. (1693 迄ハ 株式ヲ 新ニ 発行セザリキ ノ特許 ヲ 与ヘタリ.) 特許ニ 与ヘラレタル 会社ノ 特許 特ヲ 与ヘタリ (S. 259) (2) Col. trade 独占ノ 目的ヲ 以テ 会社ヲ ノ 特許 特ヲ 与ヘタリ (設立勅許) 特ニ 土人ノ amateur スル 性質ヲ有ス. これ 又 自ノ trade ニ 利益 ある. republican spirit の people.

1612 迄ハ 別個ノ 一時的ノ 17世紀 ハ 株式ノ 取扱ハ 特許 特ヲ 与ヘタリ (S. 254)
regulated Company (人会社. 株式) 資本ノ 結合 North Borneo Company
使徒 一定期間 オルト 解散ス
Guild System (ギルド組織 中世ノ 特許会社)

Sir Alfred Dent ガ Brunei 及 Sulu の Sultans より concession を得タリ. Dent ハ 之ヲ ノ為ニ一会社ヲ 設立シ 英国ノ 特許ヲ 与ヘタリ. 植民大臣 Lord Grenville 之ヲ 正ノ 植民地トシテ 議会ニ 提出シテ 曰ク.
Peie Hauld (国体ノ 特徴)
"it was the only manner possible to avoid two unwelcome alternatives, namely, the assumption of direct sovereignity over the region in question, or its abandonment to rival nations."
(Reinsch. Col. Gov P. ~~149~~ 189)

(独乙領西南阿ニ於ケル Luderitz, ~~Togo~~. Kamerun ニ於ケル. Woermann.)

Brooke (Rajah Brooke) ガ Borneo 島 Sarawak の王となれり. (1838年)
Cecil Rhodes ~~ハ Matabeland~~ の南部ニ於ケル 旧領 及クハ Mashonaland の南部 を Lo-ben
Sir Walter Raleigh の Virginia ニ於ケル植民の目的は 私人による 植民 なり. 而して 私立会社による 植民地設立も 使用に 甚だ 基礎 甚大なり. Raleigh の個人的事業は 失敗に帰したるも 1606年には 彼の遺志をついで Virginia 会社の設立せられたり. 殊に Dutch East India Company, 1602 ~~West India Co. (1627)~~. 英国東印度会社 (1600) は十七八世紀に於ける 植民地建設に対し 最も 顕著なる 事業 と なし 前者は 蘭領 Java 植民地の 植民地に対する 権利を 1795年 政府に 譲り, 後者は その印度に 有する 政治上の 権利を 1858年 英国政府の手に 譲渡せり。之等の特許会社は 商業上の独占権を 失ふと共に 国債の負担に堪へ難くして ~~独立に解散せ~~ その植民地を 政府に譲りて 解散せしが 其後半に 至り 再び 私立会社による 植民地 経営の 必要 起り 英国に於ける 完全なる 植民地の 発達は 植民地 所有の 独特の 個性を 有せるに 至りしが 或は ドイツの 海外 殖民 に 勢力を 集中 大きく 成長 あり 或は 英国の 海外 植民 の思想の 影響 また 深きものあり て 政府自ら 植民 政策に 乗ると 称せり。 かくて 19世紀の 英国に於ける balance of power の 観念 復活 の 影響 せるの 結果に 従ひ 私立会社の 植民地 経営に 対して 政府の 特許を 与へ, 若干年を 経ると 共に その 得たる 植民地を 政府の手に 移せり。
英国の North Borneo Co. は 其 一例なり. (1881. Chartered. 1888 Great Britain の保護 となる).
英. ~~Sir~~ Royal Niger Company (1886 chartered) 1900. Crown 領ト ナル. (United Africa Co. ハ 1879年 以後存在.)
Imperial British East Africa Co. (1888 ~~Chartered~~ 特許) 1895 Crown 領ト ナル.
(East Africa 及 Kenya Protectorate の Sultans の Zanzibar ニ 1 部 譲渡 かえて).

1895. 南阿会社の Dr. Jameson ハ 六名人ヲ率ヒ Transvaal ノ
Johannesburg (1882-84 独立戦争) ニ侵入セントシ Boers ノ為ニ
撃退サレタリ。英政府ハ私人ノ行為ナリトシテ之ニ対スル責任ヲ負ハズ。
1898 英国側ハ再ビ Transvaal ニ対スル宗主権ヲ主張シ実現ヲ図リ

Matabeleland & Mashonaland ノ征服 (南阿会社)

King Lo-bengula, 1889年 Company ニ次ノ如キ内容ノ鉱山権ノ譲渡ヲ承認シ
彼ノ許可ナシニ何ニ対スル鉱山ニモ侵入シ得ル事。会社ハ力ヲ以テ任ヲ妨害シ且ツ常ニ
natives ヲ挑発ス。King ハ部下ニ命ジテ白人ヲ殺スベキ計画ヲ立ツルニ至ル。
南阿会社ハ 1893年ニ十分ノ軍備ヲトトノヘ無数ノ征服ヲ試ム。
Lo-bengula ハ多勢ニシテ組織的ナル Mashonaland ニ対シ進撃シ来リ
英人本拠ニ迫ル。Mashona ノ土人ハ settles ヲ以テ truth seers。従来ノ経験ニ
基ヒテ之ヲ信ズベキヤ否ヤヲ決シ、1893年英人ハ Mashonas ガ cattle ヲ盗ム
ト称シテ King ニ抵抗ヲ企テタリ。King ガ兵ヲ送リテ之ヲ ~~[illegible]~~ 罰セントス。
Dr. Jameson ハ一時至急内ニ Mashonaland ヲ去ルベキヲ命ズ。King ノ兵ガ
(ソノ後 銃ヲサカハウヤ)
~~[illegible]~~ 去リツツアル件 Jameson ハ後ニ之ヲ裏ヒテ大虐殺ヲシタリ。King ガソノ
退路ヲホカヘラレツツ使者ヲ殺サレタリ。Jameson ハ彼ニ対スル最後通牒ヲ発シ
彼ノ土地ハ高以テ英国ノ兵士ニ分割セラレタリ。彼ノ死ハ恐ラク疑ヒナキ事実 1893年
ニ於テ彼ノ居地ニ英国ノ手ニ出ジ King ハ ヤツリタ内部ニ先ヅソコニテ fever ニテ
死ス。
此土地ノ富源 { mining.
Cape — Cairo 鉄道上。 (Morris. Vol II. P.192-3)

★ 王領植民地ノ設立 (1664) ... "issue non des besoins ou des instincts nationaux, mais de la volonté et de l'ambition d'un ministre et d'un roi" (Leroy-Beaulieu P.185)

Marquesainsel 土地 (1843) .. "ging die erste Expedition dahin ab, mit Beamten, Domanicus, Genadarmen, aber — ohne Kolonisten!" (Roscher. §10)

Noakes S. 22-23.

British South Africa Co. Cecil Rhodes. 1889 Charterd.
ソノ後ハ Rhodesia ハ南阿会社行政ノ下ニアリ
独, German East Africa Co. 初名 Deutsche Ostafrik. Gesellschaft
1884 ~~[illegible]~~ 1885 Kaiserlich. Schutzbrief ヲ得タリ。
1890. 政府ニ移ス。
New guinea ニ於テハ Deutsche Handels- u. Plantagengesellschaft
ハ Hamburg ノ人 Hernsheim 兄弟。
1884 New Guinea-Kompagnie 設立。
1899年 政府ニ移ス, 手ニ移ル
葡. Nyasea Co. 1891
Mozambique Co. 1891
白. International Congo Association 1879 ~~1886~~ ~~1877~~ (Stanley, 1876)
1885 (Berlin Congress) Congo Free State.
1907年 白国ニ収ル。

之等の私人或ハ私会社の比較的ニ於テ成ル植民地ハ Bismarck の所謂 "Wildwachsende Kolonien" ニシテ、国家直接ノ行動ニ基キタルニあらず。彼の ~~[illegible]~~ 政策ハ人ノ称シテ französische System* といふ如ク、即チ先ヅ植民地ニシテ土地ヲ獲得シ、~~[illegible]~~ 後ニ進ミ国旗ヲ掲ゲ植民ヲ進ハセシメ、而シテ後、領有ヲ進ハセンとするあき植民地獲得政策ニ反対セルモノ多ク既ニ述ベタル通なるべし。しかも国家の即チハ植民地ヲ直ニ下ル政府直接の行動ニ依ラズシテ、それハ前ニ述ベしめし。
植民の動因は必ずしも常に直接に形式的植民地獲得の動機なり
ずとも常に之ハ間接ナリ或ハ又ハ口実なるものである。其の主なる動因

Roscher, S. 16.
„Fast alle Kolonien ... fangen dich als Handelskolonien an"

Trade follows Flag といふよりも
Flag follows Trade といふ方が実際に近し

商業上の利益なり、英国や Holland の東印度会社の活動は trade-monopoly を主とし、それを確保する為め商業根拠地 (Factorei) に対する領土権をおさめ、進んでその周囲の地をも征服せり。かくの如き植民地獲得は商人的活動に基因することあるは前述諸例によりて知らる。而して政府に於ける資本の支援に依り投資の保護の為め ~~植民地~~ 領土権進展の縁由となるは十九世紀植民の出発なり。(埃及に対する保護権の設定、Tunis。独領 Neu-Guinea Kompagnie, Jarnit Gesellschaft 等に対する Deutsche Bank の投資)。而して ~~商業上の利益~~ 商業的活動の事実なき地域に対しても商業上利益を縁由として領土権の設定せらるるに至ること、英国の Hongkong を得たるは ~~その例なり~~ はその一例なり。(移住植入国及び Slave-trade 廃止、Geschäft selbst が財政上サルベキモノナリ、ドイツ東亜保護ノ為ニ Freiheit ノ名ニ於テ南 Sumatra ニ対スル Damaschke, Bodenreform, S. 451)。宗教的活動も亦生存に植民地設定の縁由なることあり、或はその口実として利用せらるることあり。独領西南阿非利加に於ける Lüderitz の商業活動及び Rhein Mission Gesellschaft の活動地域に行はれし ~~ものは~~ 前者の例にして、後者宣教師一名の殺戮に対する報復として懲罰的侵略を行ひたるは後者の例なり。更に文化的活動が植民地獲得の ~~縁由となるは~~ 発端となりしは Slave trade 廃止を目的とする英、独の東アフリカ Zanzibar 諸島に対する、又は Congo Association の Congo 地域に対するものなるべし、或は善良政治を先進国の文化的使命として表面に掲げたるものなり。之等の宗教的若くは文化的縁由はそれ自体にまして実在せるものにあらず、個人に観念的発動するものなれども、国家にも観念的生存あり、それが国家の領土的野心

Cromwell の Piemont に対する抗議.

Spain 植民地, 喪失: 1808 Napoleon 戦争以来 中央々力, 衰退 ~~した~~ ので,
„dass Spanien seit langer Zeit und in jeder Hinsicht ein geschwächtes Volk war, dessen Nationalität als solche nicht mehr Kraft genug besass, eine halbe Welt draussen freiheitlich zusammenzuhalten." Roscher. S.179

Egypt. (Kingdom of Egypt)
Nov. 18. 1914 British Protectorate ~~とする~~
Feb. 28. 1922. British Protectorate abolished.
右保留事 (i) Br. Empire's Communication の安全
(ii) 直接又は間接に侵略の場合 defence
(iii) 埃及の foreign interest 及 minority の保護
(iv) Soudan に於ける Br. Interest の Guarantee.
March 16. Fuad was proclaimed King
April 27. U.S.A 埃及を承認

Irish Free-State Agreement Act. March 31. 1922
Irish Constitution Act Dec. 5. 1922
Royal Proclamation constituting the Irish Free State. Dec. 6.

を cover する為め利用せらるるは是人は隠れなき事実を忘れさるを得ず。
植民地の成立は上述の如く、~~…~~ 方法(立法)の原因により如何なるか主なる植民地の建設が主として征服により、経済的又は宗教的の現実の利益に基くは若しくは強力国体の本質を反映する如き人。)

第二節 植民地の絶滅

植民地の絶滅も亦実質的植民地と形式的植民地とによりて既に異なる。前者は数量的に先住者の全部を地域を去れるか又は質的に別主の集団意識を生じて その地域の一部(または)或は地域(とくに)の全部に亡ぶることによりて植民地の性質を失う。而して ~~一定の地域~~ 形式的植民地に於ける統治権の喪失は獲得の場合に於ける~~…~~ 如く行はる。即ち征服、売渡し等之なり。租借地は期限の満了を以て返還せらるべき性質のもの(文化的)(政治的)(宗教的)(経済的)なり。支那がその実例なり ~~…~~ 又は保護的又は強制的植民地となる(時効)(及強制)(により)

租借地を回復し得るは ~~…~~ 列国の勢力関係及支那人の自覚の進歩による如きにて Zanzibar の Sultan の如き(よう)植民地のみとは保護的植民地の地位に落ちたり。而して保護的植民地も亦実質に於て合併と殆んど或は合併の前提となる ~~…~~ Egypt が独立の地位を恢復するは特有の例外に属す。Mandate A と雖(特定の)その地域の(に)関する ~~…~~ 受任国の義務を就中その一部の秩序の植民地も亦本国と異なる集団意識が発達すれば独立するに至る。アメリカ合衆国はその著例なり。被征服民族の全つる(ある)独立運動も成功すれば植民地の状態を脱するものなるが ~~…~~ を国際を通じ(て)~~…~~ 如く Ireland は他の英帝国の一部をなすものにして植民地ではなかりしも例外なり。~~…~~ Irish Free State の建設は多少その意義を有するなり。

"A self governing dependency is a contradiction in terms" Lewis. P.289

ここに問題となる英帝国の Dominion の地位なり。Canada, 濠洲, New Zealand, 南阿聯邦及 New Foundland は所謂 self-governing Dominions にして完全なる立法権を有し、又は立法に対する veto の権を留保するのみにして内政は全く自治に委ねられ Colonial Office は Governor 以外の人事に対する監督権を有せざるなり。自治植民地の起源に関して論ずるは故に Lewis の指摘せる如し (P.289)。右に Lord Durham が Canada に自治を許すべきを献策せる際、政体、外交、通商及公有地の処分に関する監督は母国に留保すべきを主張せるが (Report & Despatches of the Earl of Durham. 1839. P.207) 是後の二点は英国政府その権限を抛棄し、政府の組織に関しても自治を認むるに至れり。本国政府は唯外交の権を留保し且つ外交の権利をも留保しつつ外国の侵略力により保障せらるる外 Dominion の独立は実質的 substantially に完全 Dominion の手中にあり、従って その地位は "independent but protected states" たるものなりと Lucas は出でたり。(Introduction to Lewis. P.XLIV. 1891)。

尚ほ1887年以来開催せられし Colonial conference は 1907年のを最後として Imperial Conference と改称せられ、英帝国各領に共通の事項につき協議せり。大戦開始と共に 1917年 Imperial War Cabinet が組織せられ、Imperial War Conference が組織せられ Dominions の戦争に関する最高政策の information につき英本国政府の同意と絶対的同等の地位を認められ、同年の Imperial War Conference に於ては Dominions の政府自治及完全なる内政の権利を保存すると同時に、その Imperial Commonwealth 内における自主国たること及び India が之れの autonomous nations

Bonar Law. March 31. 1920 議会にて.
"There is not a man in this House... who would not admit that the connexion of the Dominions with the Empire depends upon themselves. If the self-governing Dominions, Australia, Canada, chose to-morrow to say, "We will no longer make a part of the British Empire," we would not try to force them."

重要なる portion なることを完全に認め. Dominions 及 India の外交に対する適当なる参与 (adequate voice) を承認し, 且つ自己自身の重要なる共通問題に関し継続的協議のために有效なる機関を設けることをなして, 重要となりたる事柄に於ける帝国の憲法的関係の修正の基礎となすべきを議決し, 1918年の Imperial War Cabinet に於ては Dominions の首相と英帝国の首相との直接交渉機関を議決せり。~~而して 1920年3月には Washington 駐在の Canada 大使が Canada 政府の要請に基き King によりて任命せられたることの発表せられたり (Hall. P.46).~~ 而して Paris の講和会議に際しては Dominions 及 India の代表者は各々自己を代表する自治植民地として任命せられ, その資格に於て署名し, 比較的は各 Dominion の議員に於て批准せられ, 而して彼等は国際聯盟に於て一の独立国たる地位を与へられたり. 前項, 旧独逸領 New Zealand は西サモア植民地の受任者となりたり. 而して之等の任務の批准, 今日の Mandate の受任者はいづれも自己の Dominion の政府の要請に基き King の名に於て為されたるものなり. 1920年5月には同様の形式によりて Washington に Canada 大使を駐在せしめたることの発表せられたり. ~~之等の事~~ 之等は Dominions の外交機関, 完全なる講和権をも有することを認めたるものにして憲法上に於ては完全なる自治権の獲得に外ならず. Dominions は英帝国より分離するの憲法上権利をも有するものと認めらる. (Hall. P.262) 而して斯かる自治権は Dominions の切実なる要求に伴い英帝国により及び国際的に認められたものなれば, 少くとも実際的意味に於ては之等の諸植民地が英帝国の植民地より脱出したるに比喩なり. 之を形式

(* 但シ British Parliament ニ legal sovereignty ナカラズ)

** シカラバ此ノ Great Britain ハ如何ナル地位ニ在リヤ。Dominion ハ独立セル一国ニ在リ。[illegible] 而シテ共ニ之ヲ統ベテ
イラズ両者聯合ノ一部ニ過ギザルモノト見ルコトハ、[illegible] 英本国ハ
Dominions ヲ、各国ト為ス。Imperial Parliament ノ実際ハ practice ニ存在セズ。
Irish Free State

Massey (New Zealand) 曰ク。
平和条約交渉ノ際ハ Dominions ノ代表ハ Great Britain ノ代表ニ対シ同等ノ資格ニ立ツ。"They had ceased to be dependencies, & had become partners, with all the duties, responsibilities & privileges that belonged to partnership."
(Egerton. XXth Century P. 71)

Egerton. British Col. Policy in the 20th Century
Duncan Hall; The British Commonwealth of Nations
Keith. Imperial Unity & the Dominions
-do- Responsible Government in the Dominions

統合

[illegible] 統合ノ基本ト見ルベキヤ否ヤハ議論ノ存スル所ナリ。(King ハ Dominions ノ立法ニ対シテ veto ヲ有シ、従ッテ legal sovereignty ヲ有セルモノデアリ。* Colonial office ガ Governor ノ任免権ヲ有スルモノデアルカラ形式的ニハ一定ノ統合ヲ保ツモノトシテ unity ヲ保ツガ為ニ legal relics ヲ保存セルモノトシテ)実際上ノ関係ハ既ニ Dominion ト Great Britain トハ全ク独立国ノ関係ヲ失ヒ脱シ平等ナル独立国ノ one group ヲ成スモノ、[illegible] に入るものと見なされず。** General Smuts 曰ク "It was incorrect to say that in the League the Empire was regarded as a unit. The Empire was regarded as a group, but South Africa had exactly the same right and voice as England." (次頁ヲ見ヨ)

[illegible] 保護国ハ [illegible]
大不列顛帝国 [illegible] 及大不列顛海外領土皇帝 [illegible] 陛下
Lloyd George
カナダ
オーストラリア聯邦
南アフリカ聯邦
New Zealand
印度

[illegible] 東洋皇帝
英帝国
カナダ
濠太利
南アフリカ
New Z.
印度
支那国
[illegible]

Russia の現在の組織 (World Almanac ...)

Russian Socialist Federal Soviet Republic.

I. Independent Republics.

- Soviet Russia Proper
- Ukraine
- White Russia
- Azerbaijan
- Armenia
- Georgia

} 外高加索

~~Soviet Russia [illegible]~~

- Far Eastern Republic
- Siberia.

II. Autonomous Republics

- Bashkir; Tartar, Crimea
- Mountain Republics; Daghistan; Kirghiz; Turkestan. (中亞)

III. Autonomous Areas

- Votiak 等 三ツ

IV. Labor Communes.

- Karelia
- German Volga Communes.

V. Dependencies

- Khiva
- Bokhara

} 中亞アジア.

それ故ソヴィエト Russia の如きは 形式上は 各邦の連合 アジア 殖民地は 各邦の連合 independent 又は autonomous と云ふ 資格を有する Russia Proper と同等の地位に立つが 外交上には Federal Republic ~~[illegible]~~ が "a unit" と認められる

~~[illegible]~~

"a group" として 認められる 点が British Empire の如き 性質を 有する。

(Russia には Federal Soviet Republic の 事務の 中央執行委員会 [illegible] 為す。 丁度 British の Empire Parliament [illegible] 如く).

移民保護 規定. Roscher S. 345 ff. 移民保護 S. 339 ff. Zeit. Zeit. Ort.

Roscher 人口過剰ハ 移住ヲ以テ 救ハレタリ Nahrungsquelle ノ拡張ヲ以テ 支持セリ. 各党ニハ 移住ノ
ユヘニ 貧民問題ヲ解決ス. Thorheit 351 移民. 生活費ハ 革命ヲ一時ハ Crisis (外ヘハ 移民の使用,
労働ノ集中ヲ ニハ 工業ヲ 奇ヲ 放セシ時) ニ陥ル. 三度 生産トシテ 工業 保護ノ 調節ニ 対シ 有効ナリ. S. 352

Bacon, Island 移民ニ関シ James I ニ建議セル言

"double commodity, in the avoidance of people here (which prevent many seeds of future perturbance), and in making use of them there (to cultivate the land)."

現代ニ、Sociétés ノ 排水ヲ pleasure ニ use.

利用スルヲ 勧メタリ

女子ノ 労働能力ハ 土地ニ 関係 労働能力ヲ 土地ニ 支配 (Roscher. S. 336/7)
又 労力ナキ ハ 移住シ 難シ. 然ル 土地ニ 移ル. 農業 土地ニ 住ム. 農業ニ 中産 経済 移住. 女子ニ ヨリ 労働
労働ト 職業 貧富 貧富大ナル "die Ueberreichen wollen in der Regel nicht (auswandern), die Proletarier können nicht." 中ニ 移民 女子 多 ~~移民~~ 移民 ~~移民~~ 移民 (Roscher S. 339)

Irland 人口

1841.	8.175,124
1851	6.515,794
1911	4.390,219

移住ハ 移民. 要素ノ 解決ノ

Stein ~~deutsch~~ deutsche Auswanderer (Unsere Auswanderer ... gingen dem Vaterlande, mit Allem, was sie haben und sind, regelmässig verloren. S. 340) 移ル Roscher. 新
近 植民地 ... 移住 ... 移民 ... 移民 (S. 342)

Wakefield's "select emigration." 移民 ... 移民 ... 移民 (S. 339)
移民 ... 人口 ... 移民 ... 移民 ... 移民 ... 移民 (S. 339)

Say. "sent mill emigrants."

Fr. Wilhelm IV. 移民 ... Preussen ...
移民 ... 移民 ... (S. 349)

地氏地主中心トシテ
見ル 見解大数ノ 発生. 信念. 及ビ 絶 結果.

第七章 地の得失

地氏地の欠乏は社会発生能力の現はれにして人類社会進化の必然に基くるなれどこの利益不利益は問題とならず: 土着社会群が他人に対し絶界の不利を称することあれども人類社会全体の人口は地氏地の欠乏に基く社会的生活能力の範囲と活力とを増す. (「一発の銃声は百の樹間を響かしめ」と人の言へるは (cf. Salaun の言. Girault p. 27) 蓋しかく言なり.)

地氏の一要素の物産の世界社会群に対する結果については之を以て社会的資産の大部分を陸産なりとする見解と, 動産なりとする見解とあり. 前者の現はれとしてあらゆる産は三者は移民を以て人口過剰の勢を防止する故なり. 従って労働市場の供給関係, 延に影響し賃銀を高き生活程度を維持し, 貧民及失業者の問題を解決する所以なりとなす. (Wakefield) 然れども移住は世界の発展に対する政略上独立国の場合 ~~共存~~ 人口の ~~絶対的減少を来すことあり~~ なる, 自然, 勢力を惹起す. (Roscher S. 339 ff.) 故に移住による人口問題の侵和は単に地方的にはなかれ一時的なるに止まり微弱的一般的なる政治方策とみを得ず. ~~移住による人口の絶対的減少を来すことあり~~ ~~Irland の如く.~~ 若し又 ~~人口の~~ 労働の供給 ~~移住~~ により労働の飽和なる上昇を来すべき程の大規模の移住を行はるるは是等の恢復に応じて増加する生産の要求を充たすを得ざるべし. 蓋し今日の現状況に於ては工業発達保護の手近に存在することは生産の一要件たれば なり.

移住によって人口 ~~過剰~~ の減少を以て社会的不利なりとなすの思想は重商主義政策の一方面を基礎づけたるものなるが労力のより生産的なる地

Wakefield ; Art of Col.[n] P.92.–93.

植民 效果 { (1) 植民地において生産増加 (new soil)
(2) 本国において生産増加 "competition" 減少. (larger markets)
(競争及競争)

Mill, J.S. (P.93)

植民…本国 population 及 wealth を切り増加す.

植民…資本蓄積 capital が labor の使用に向ふ事を促す.
資本蓄積 本国において capital が labor の使用に向ふ事を促す
仮定的作用. 又は…本国において需要, 供給増加を制限す.

* L. Beaulieu は 植民地の設立 生産費低下 生産を増加せしめる 物価を下落せしめる 生産費を利益相反の点に於て 非常の効果 と言ふ一般原則あるものとなせども (P.715). 寧ろ工業の機械化 その物を可能ならしめたるものである.

域に対する物価は生産費低下より見て有利なるのみならず特殊商品について見ても移住によって生じたる人口の多増はせずして直に制駁せられる人口は逆増加せしめて補はるるが故に国内労力の供給を表示するものに過ぎず移住によって人口の絶対的に減少せるは Ireland あるのみ. (次 note).
加之相互的移住は経済的比較生産費原理に基いて立ちて之を一時的なりといへ最も多量なる時期に於て人口過剰より生ずる社会的 friction を減少するのみならず ~~生産及交換の範囲を拡張することによって 積極的利益あり.~~ 移住は
植民の他の開発されざる新しき地域に対する抵抗を伴ふ. 之により生産及交換の範囲を拡張するの積極的利益あり. 生産に関しては豊富なる食料及び原料の供給を豊富にし 生産能力の向上及び工業の発展を 増せり*
植民地は生産を増加するというよりも寧ろ新しき生産を創造すと言ふべきなり.
而して植民地に於ては移住者の購買力を増加する傾向あると共に土着社会群の間に新なる購買力の創造あり. 但し植民地が商品を購入するために生産を増加せるべからず 生産の増加は植民地が新しき市場なるために可能ならしめらる. 故に植民地は ~~生産~~ 生産者(主として原料品) 及び消費者(主として工業品) なる二重の資格に於て世界の繁栄を利す.
植民地はまた資本の投資に対する新しき市場である. ~~投資の~~ 植民に伴ふ資本の流出は社会全体より見て資本の減少を意味せず. 寧ろ之を植民地の側より見れば利潤高き地に於て使用せらるるものであり本国の側より見れば過剰の資本を排出することにより利潤率の低下を制止することにて社会全体の立場より見て資本をより生産的に使用しその増殖を奨励するものである.

Smith.
advantage of Colonies to Europe.
(1) general Europe — etc. { enjoyment / industry
(2) particular countries — etc.
(A). common advantage (contribution of { military force / revenue
(B) particular to American colonies --- exclusive trade

斯くの如く実質的植民地の創設は之後政治理に取りて有利なるのみならず経済一般の利益なり。Adam Smith は他国の交易及植民が昭殿也 経済の利益にして植民地を有せる諸国を富立する為めに生産消費の増加と二者の発達を来たすものと説きたり。彼は植民地貿易の独占利益を痛罵して「常に且つ必然的に有害」(always + necessarily hurtful) なりとなせども植民地貿易そのものは「常に且つ必然的に有益なり」(beneficial) と為し、その甚だ有利なるのゆえに独占に拘らず尚且つ全体として わかも ~~甚だ~~ 大いに有利なる教理を説せりと為せり。(Cannan's Edition. Vol II. P.108) 而して所謂資本主義的の植民政策を主として 土人 ~~関係~~ 応用の方法に対して批評する政治主義者も「植民その如は実利として否認すべきにあらず而して人類進分の有力なる一要素として認めべき如なり」と為す。(Kautsky. Sozialismus u. Kol.politik. 1907 P.25-26. Max Schippel: Kolonialpolitik Sozi. Monatshefte 1908. Heft 1.)

進らは形式的植民地の利害如何。換言すれば一国が政治的に植民地を所有することにより上述植民地の実質的利益は増進せらるべきや或は制限せらるべきか。若し植民の利益が右 ~~の如く~~ 等しく均霑すべきならば Girault の反向を説くごとく植民地経営は ~~ぬるも~~ 之に ~~対する~~ 労力と費用の犠牲を ~~強くるも~~ 引出すべき植民地のうえを ~~思ふべきは~~ 以て賢明なりと為すべきなり。(Tome I. P.29) 蓋し ~~思ふべきは~~ 反対的には少からざる人手及費用の犠牲を必要とし尚之 ~~忍ぶ~~ 政治の負担なると共に植民地の所有は本国と植民地との政治的の軋轢をも生ずるのみならず国際的紛争の原因たることあるを以てなり。

先づ移住は ~~ここに見るに~~ 経済的条件の最も有利なる地に対し最も行

*なお (Say は「本国と植民地との相互的利益(交換)は全く la nature des choses: 基づくものにして政治的経済関係に基づくものにあらず」(Tome I. P.623) といへり

Dependency, 第一利益不利益

Leroi.
植民地保有の不利益
1. Expensiveness
2. Commercial protection より来たる本国の不利益
3. Wars の種となる
4. 本国の政治連絡を危殆せしむ (official patronage)
反上 利益
1. Tribute or Revenue
2. 軍事的援助
3. Trade
4. emigration + investment
5. 殖民人情
6. Glory of Nation.

第五 Dominions の殖民政策概.

第一文 * 殖民人 ~~及民~~ 先験史者等を本国に送致するは之を安全なる土地の表面に於ける一般に形式的植民地にして始めて可能なりとす.
(自己の植民地も他の殖民を表はすなれど他の方法は今日多く行はれず)

Rome; Claudius 帝 数千人の Jews を Sardinia に送る.
英; Calonina に送れし罪人をアメリカ独立後に懲罰に送った
仏; New Caledonia に 4000人の Communists を送った (1871)

植民地貿易.

India (1920-21)
Imports. ₹ 1,608,012,406 は U.K の $\frac{2}{5}$, (第2位 日本 9%)
Exports ₹ 1,191,017,009 は U.K. 20% (第3位 17%. U.S. 15%. 日本 10%)

Canada
Imports
1921 $ 1,240,158,882 は U.K の 213,993,562 U.S.A の 856,174,820
1922 747,804,332 〃 117,134,576 〃 516,105,107
Exports
1921 1,210,428,119 を U.K 314,228,671 を U.S. 561,701,836
1922 753,927,000 〃 300,363,193 〃 305,422,177.

South Africa (1920)
Import £ 94,863,530 U.K の 51,374,443 (54.2%) 第2位の 11.2% 第3位の 34.6%
Exports £ 87,667,516 を U.K - (68.37%) - -
(為替について)

はるか如きにして他の政治的経済的利害関係も若し経済的条件にして同一ならば植民地が本国領土の一部を為すか或は政治上(法制上)遥かに有利なる条件を増進す. 外国に対する殖民地の送金は本国貿易関係に有利なる一項目なれども之決定は直接には移住者の経済的交度を増加せしむるに対する競争力を低下することあり. 殊に移住者が異分子に対する経済的弱者なるに拘らず人種的又は文化的等の見地に基き特に或る民族の入国を禁止又は制限する時 (例 太平洋岸の排日法. "White Australia" の主張)
移住地が本国政治権の下にあることの利益を痛感すべし.*
投資についても略仝様の事がいへる. 投資は利廻りの最も好く且つ回収の最も確実なるべき地を求むるものなるが他の条件にして仝一ならば本国政治権に服し且本国と仝一の法制の下にある地域は特に良好なる目的地たるべし.
本制度の長所及び生産物の市場の形式的植民地の政策に対する上述の理由に於て本国に有利なり. 最も安き地より買い最も高き地に売るは自由貿易の原則にして貿易は仮令し常に本国に保護の下にあるべし. 而かも風俗習慣言語等を一にせる植民地に対しては自ら貿易増進すべく. 之に加ふるに植民地が本国と同一法制の下にある時は一層有利の地位と便利とを有すべし. アメリカ合衆国の対英貿易が独立後にして著しく増加せるは之れを政治的分離の直接効果に帰すべからず. Canada の貿易が地理的関係により本国と最も密接なれども対英貿易は比較すべからざる程の少数に止まる. Adam Smith は植民地の政治的依存の利益として monopoly of trade をあげるを止めなかりしも彼は単に

説明
ターゲット

この原本は
一部文書が
糊付けされいます

India (1920-21)

Imports. $ 1,608,012,406 そのうち cotton manufactures
全 U.K より。 全 30% Japan 7%
Exports. $ 1,191,017,009 そのうち Jute, cotton
20% を U.K. 17% を China 15% U.S.A 10% Japan.

Canada

Imports 1920年	$ 1,064,528,120		126,362,631 from Colonies 43,989,000
1921年	$ 1,240,158,882	は from U.K.	$ 213,973,562 52,029,126
1922年	747,804,332		117,134,576
Exports			
1921.	$ 1210,428,119		314,228,671
1922.	753,927,000		300,363,193

豪州

N.S.Wales. (1920-1921)

Imports	£ 72,466,388	は from U.K	英国以外	外国より
		36,213,537	9,632,130	26,620,721
exports	51,714,035	20,629,850	11,187,471	19,836,214

Queensland

Imports (1919-20)	7,218,694	4,042,043	608,583	2,568,068
exp.	14,403,922	9,151,930	641,337	4,610,655

South Australia (1921)

Imp.	12,381,970	5,655,576	1,673,095	5,053,302
exp.	17,669,657	10,495,488	2,879,169	4,295,000

Victoria (1920-21)

Imp	57,607,027	30,591,181	6,772,148	20,243,708
exp.	34,878,880	17,814,500	7,542,518	9,521,862

Western Australia (1921)

Imp	14,839,241	3,411,884	8,858,168	2,567,189
exp.	11,816,856	6,318,708	3,957,312	1,540,836

(裏面に)

absolute advantage

他国に対する絶対的の利益を基礎のみとして絶対的利益を基礎とする切に於ては、若し不除的自由通商の理論が完全に行はるるならば、植民地の発達は貿易上自分の利益を附加する切にすぎざるべし。然れども彼の幼稚産業は理論上の構成に過ぎず、現実には他国の複雑なる事情によりて制限せらる。若し一国が経済上又は他の目的のために自由により貿易制限又は禁制の保護を制限し（防禦的）又は市場を閉鎖するかは（boycott）貿易上不利を被るを免れず。然る経済上以外の自由により貿易の ~~contract~~ 選択は単に絶対的の利益を基礎とのみと為せども絶対的の利益なる切は必ずしも寧ろ大なる相対的利益の方が特殊的に取りて重要なり。

要点 経済学者の説教の基礎が完全、確固なる自由に基くものならば形式的植民地の設立他者は第3者の利益を伴わものにあらざるとも、経済的の ~~集団主義は~~ 単に現代の絶対的利益関係のみによりて成立せらるるものにあらず。故に若くも（経済学の他の集団主義に基く）特に戦争に際しては形式的植民地の保有は有利なる経済上の効果を生ずるなり。Fr. List の説に ~~もよりすれば~~ 彼の「nationalität」なくしては、国民生活の永続に対する保障なくしては、自国の貿易を有するものにあらず。といへり。（Das nationale System der Pol. Oekonomie S.539）、これ絶対的集団主義の強きことを示す一例である。

以上所述と異なり植民地に対し貿易特権を与へられば完全期待することも得る利益（他の国民）、教育及学問に対する直接の貢献なり。

植民地発達の初期に於ては事業土木費等の創業費の巨額なる支出あるに反し財源を少くして収支を償ふ能はず。（直接税は課税困難なるに、間接税は絶対的独立的なるために充実致に乏し。間接税事業 ~~は~~ なれば、

説明
ターゲット

この原本は
一部文書が
糊付けされいます

South Africa (1920)

	from U.K.	58.2%	植民地	11.2%	外国	30.6%
import £94,863,530.	£1,394,443.		10,654,334.		32,834,753
exp. 87,667,516.	to U.K.	68.37%			

West Foundland. (1919-20)

imp. $ 40,532,388	4,637,078	19,989,028	15,907,286
exp. 34,865,438	6,411,967	4,011,389	24,442,082

N. Zealand (1920)

imp. £61,595,828	29,806,416.	16,988,839	14,790,973
exp. 46,405,366	34,354,300	4,235,132	7,852,514

第三表は preferential Custom.

佛国 Sarraut. P148-149.

外国貿易 Importations.

	外国から	植民地から	exportations 外国へ	植民地へ
1903-1907年平均	4,670,9	515.6	4,298.7	587.7
1908-1912年平均	6,272.0	799.3	5,189,5	768.9
1913-1917 〃	13,627,4	1,183.3	4,816,2	766.5
(percentage	92.01%	7.99%	86.27%	13.73%)
1918-1921年平均				
1921年	86.71%	13.29%	87.64%	12.36%

植民地貿易

輸出は対外国 対外国 本位換算

	輸入 仏国から	外国から	輸出 仏国へ	外国へ
1913.	894.8	746.9	797.2	678.6
1914	921.3	612.5	750.3	556.6
1919	235.7	1,163.0	905.3	1,076.2
1920	770.0	2,334.0	1,199.3	1,340.6

* Schutzzollsystem に対し

Rent 及び wage, Profit は言いかえに賃率の保護とすれば植民政策と結び

他国に対する [illegible]
[illegible]。悪い不[illegible]は貿易上自国の利[illegible]は関税上の措置[illegible]せらる。悪い一定の[illegible]制限し（防禦的[illegible]）を被るを免れず。[illegible]の物産を生ずるのは予防的他国に対して重要[illegible]植民地の設[illegible]の集団意識は軍[illegible]あらず。なお[illegible]的植民地の[illegible]の後に[illegible]の永続に対する[illegible]といわん。* (S.539 [illegible]
集団意識の強さ[illegible]以上所説と異なることも得る利[illegible]
植民地発達の初期[illegible]に及ぼす影響[illegible]
[illegible]は植民政策が[illegible]

Spain (Roscher S.170-171)

○ Humboldt ニヨレバ 年々ノ 総収入 New Spain ニテ 5-6 Mill. Piaster, Peru ニテ 1 Mill. P.
Buenos Ayres ニテ 6-700,000, New Granada ニテ 4-500,000.
ソノ他 植民地ノ 生産ハ 平均ス。 之ニ West Indien, Florida, Louisiana, Philippine, Chile
ニ対シテ 3½ Mill. ノ 補助金 ("Situados") 支付。

○ 18世紀末, Spanish America 全体ニテ ノ 総生産 9,800,000 Piaster. (jährlich)

Spain. Columbus, 建策ニ基キ
アメリカ ~~ヲ~~ ヲ 自己ノ 比較ノ下ニ置キ 植民地ニ 要求スベキ 貢納ノ 半ヲ
王冠 (Crown) ニ 与エルベキ 旨 宣言。
exploitation 者ニシテ St. Domingo ノ 領主ハ マタモ 変革セラレテ 了レリ。
他ノ 王冠ノ 割当ハ 1/3. 即チ 1/5. 又 1/10, 然ルニ 貢納ハ 第一 最後 1/20 ニ 減ジタルニヨリ
銀 ~~ハ~~ 産出ニ 対スル tax ハ 元ノ gross produce ノ 1/5 ナリキ。
(Adam Smith. Vol II. P. 63-64)

私人 Settlers in North America ニ patents ヲ 得ル条件トシテ 貢納 産出 ノ 1/5 ヲ
King ニ 納メベキヲ 定メラレタリ (Ibid. P.66)

Culture system

Van den Bosch. 1830. 土人ノ 利潤 ノ 1/5 ト 土地ノ 1/5 トヲ 政府用ニ 徴収
1870. Coffee, sugar ニ対シ culture ヲ 廃セリ
1873 以後 土人ノ 徴収 ナシ。

~ * 1831-1875 ニ Dutch East India ヨリ オランダ 本国 政府ニ
対スル contribution: 844,000,000 florins ($ 237,600,000).

India
1757-1766 東インド会社 及ビ ソノ 使用人ガ 個人 土人ヨリ 取リ立テタル
賄賂 600万 ポンド。 (Marx. Kapital. Volksausgabe. S.681)

植民地ノ 交通ヲ 妨ゲ 而シテ 宗主国ノ 掠奪 ~~植民地ノ 独立ニ 用ヒラ~~ 直接ニ 植民地ノ 交通ト 共ニ 植民地ノ 財産ノ 独立ヲ 得ルニモ 之モ 以テ 直ニ 国家収入
~~ニ対スル~~ 直接ノ ~~貿易~~ 利ト 為スベカラズ。 植民地ハ 元 初期ニ 於テハ 勢力
ナル 立ヲ 為スヲ 得ズ。 交通ノ 役ニ 於テハ 独立ノ 事 国家 交通ノ 敵ニ
立ヲ 為スヲ 妨セラルル。 英ニテ 政府ガ 1778. 北アメリカ 及 西印諸島
ノ 植民地ニ 対シ 大ニ 貿易ノ 規律 regulation ニ ~~対シ~~ 有用ナル 課税ノミヲ
為シ 見つ立ノ 徴収セラルル 植民地ノ 為メニ 使用セラルベキコトヲ 定メタルハ
(18. George III. c. 12. Lewis ニヨル) 之 政府ノ 消滅ヲ 速ナラシム。
(Great. Rome ~~政府ノ 及 其他ノ 経済 行政ノ 原則ノ 変革ノ 為ニ 対スル 変ヲ 加シ 例ヲ 引ク 様ニ 也ヲ~~)
然ルニ 植民地ノ 為メニ exploitation ニ 有利ナル 自然ノ 条件ヲ 備フル 時
は 植民地ノ 受ケル 収入ヲ 増加セシム。 Spain ノ アメリカニ於ケル 植民地ノ 金銀
産出ニ 対スル 課税 は 行政費ヲ 支弁スルニ 足ラザリシトスル (~~Lewis, P.206~~)
然ルニ 植民地 保護ノ 方法ノ 為ニ expensive ナリシ 故ニ 斯ノ 収入 ソノ 中 は
巨額ナリシ。 (Lewis P.206) Holland 政府ノ Java ニ於テ
実行セル Culture system ノ 成績 は ソノ 発端ニ 於テ は 行政費ヲ
差引キテ 年々 $ 8,000,000 乃至 $ 33,000,000 ノ 収入ヲ 母国ニ与ヘ
~~タリ~~ (Morris. Vol II. P.348. 又 Beaulieu P.292.). 多クノ 国債ヲ
~~年々~~ 甚シク 完済 セシメタリ (Reinsch. Col. Adm. P.91)。 彼ノ
如キ 強制的ノ 収入 政策 は 植民地ノ 活力ヲ 傷ケ 且ツ 土人ノ 教化ヲ
妨ケ 発達スル 故ニ 劣次 放棄セラルル。 ~~India Adam Smith は~~
~~India ノ 年々費ノ 1/3 は~~

Adam Smith は 植民地 防衛ノ 費用ヲ 負担セザル 植民地 は 本国 (~~Empire~~) ノ 輝煌トシテ 見栄ヲ 張ル 儀装
(splendid & showy equipage of Empire) に過ギズ 之ヲ 維持スル は 本国ノ 実質的 負担 ~~大~~ 少カラズ ニ 等シ * 任意的分離ヲ 利益トスト 唱セル は
既ニ 所謂ノ 状態ニ 適応セザルニ 到レル ノ ミナラズ。

次ページ

New Zealand. Dreadnought 寄附.

仏本国及植民地ノ財政的援助 (Sarraut. P. 45-48)

(a) 仏国ハ、1915-1920ヲ植民地ノ最緊要ナル、植民地ノ公債応募額 600 million francs,
(フ内 367 millions ガ Indochine, ソノ 30% ハ土人応募)
之ニ Algérie, Tunisie 及 Maroc ヲカフレバ milliard ニ達スベシ.

(b) 戦争目的ニ関スル援助 27 millions francs

(c) l'adoption des villages dévastés.
l'Indochine 其他 „ Carency, Origny-en-Thiérache 等四ヶ村.

以上戦時中経済的援助
1914-1918. 2,500,000 tonnes ノ貨物輸入. (P.50).

植民地ノ領有ハ費用ヲ要スルガ、之ヲ領有セザレバ英国ノ Prestige ヲ失シ
外国ノ侮リヲ受ケル恐レアル為メ費用(保護)ニ比スレバ廉価ナリ (Wakefield, 1898年)
植民地人ノ本国ニ対スル love.
植民地領有ハ軍上及商業用ノ海運ヲ養ヒ、戦争ノ時ハ有力ナル sailors ノ供給源ナリ P. 103.
British Colⁿ „ Glasgow, Manchester, Liverpool ノ所以ナリ
之ノ目的ニ通ジ、政策ハ、
a. 物品輸送
b. 現金貸ノ援助

故ニかゝる他国民の投入と植民地より収納すること得さるなり。本国の負担 植民地に対する植民地の分担は ~~は~~ については India が全負担の 1/3 を本国の負担中に支弁すると云ふなり (Reinsch. Col. Adm. P.89-90) 英国の Crown Colonies も Dominion も或は金銭もしくは軍隊を建造に本国に貢献せり。主旨は恐し英国が植民地を領有とせりは支出の必要ながりしなるべき負担の分担なりとも

尚考ふ | Adam Smith 云ん

~~初は 1914-1918 の大戦中に於ては公債応募を他の方法によりて植民地は主として本国財政の援助をなす。~~*

~~上述の如く~~ 一般的にいって 植民地は財政上独立の地位を得る程度に植民力が発達するとは本国 tax-payers の負担なりとも充分に達すれば敢て負担を続けるのみならず却って積極的の援助者より少くとも費用の負担者たるに至る如きなり。しかも本国資源の発達を促進することにより間接的にその財政を援助することの方が遥に大なるを忘るべからず。植民地の発達は一の偉大なる werden なり。故にその利益も亦短期間について計算し得べき性質のものにあらず。植民が消極的関係なるの意義はここに存する也。而して植民地が Turgot の望みしく成熟の程度に達する林檎のごとき ~~あり又は Seeley の云へるごとく~~ 其成熟に至る期間に対して植民地の保有が少なくとも常に本国の経済上不利益に終ると為すを得さるなり。→ (マコニ挿入)

~~植民地の独立は保有~~ の~~本国の政治的利益について~~ ~~は多くの~~ ~~疑問を~~ ~~生ずべし~~、Adam Smith は植民地の経済的援助に対しても寄与消極的

仏国軍隊の中、軍隊及び警察の組織に於ける植民地人の割合。(Sarraut. P. 44).

Combattants	Hommes incorporés	Hommes venus en Europe.
Français résidant aux Colonies	4.000	4.000
Créoles des vieilles Colonies	38.210	29.588
Indigènes de l'Afrique du Nord (Algérie, Tunisie, Maroc)	269.950	269.950
Indigènes des Colonies	275.290	215.180
Totaux	587.450	518.638
Travailleurs		
l'Afrique du Nord	143.000	129.412
Indochine	51.000	48.981
Madagascar	6.000	5.535
Totaux	200.000	183.928

英国 Egerton (20th Century)

Canada

常備軍 permanent force 3.000 men: active militia 60,000.

動員後の状態: 495,400 men enlist した 418,000 ヲ海外ニ送リ込ンダ。(P.60)

1915. April ニ於テ 90,000 men ガ訓練スル training ニ入ル。(P.64)

植民地ハ一ノ Werden ナリ。故ニ之利益ヲ皆無ニ帰シテ之ヲ考ヘルカラ

[illegible] 植民地ノ現状ニ対スル [illegible] 国ニ対シテ [illegible] 根拠地トシテ [illegible] 国ノ [illegible] 国ノ [illegible] 大戦ノ [illegible] 国ノ [illegible] 国ノ [illegible] 国

＊ ~~若し社会的行動は人間の意識を通して行はるものにすぎず各個の行為は偶然~~

一定の空間より一定の環境を受けは社会環境の必然性なりとも~~社会環境~~の~~生~~生する過程は人間の行為に外ならず。人間は大なる社会的必然のうちに行動するいへども（その行動は）~~相対的~~的にあらずかつ人間は空間その他にも反抗しそを modify する力を有す。大なる空間で動かす結果ずとするも少くとも直に基く社会進化の結物を modify するはを得。

Richert. Kulturwissenschaft u. Naturw.

＊ 山崎氏「植民政策ハ母国又ハ公私ノ団体ガ植民地ノ開発ヲ為ス目的ヲ以テ行フ所ノ政治上経済上社会上及文化上ノ一切ノ方策ヲ称ス」（P.48）

一個人ハ植民政策ノ意見ヲ抗ツルコトヲ得ルモ之ヲ実際ニ行ハントスルニハ必ズ母国又ハ公私ノ団体ノ力ヲ借ルヲ要シ故ニ個人ニ属スル政策ニアラズ。（P.49）

＊＊ ~~若し之等の価値判断に関し母国社会環境と植民地社会環境との間に著しき~~

~~差違を生ずる時はそれら差違の軋轢の為めに植民地の分離、自治の~~

~~必要を生ずることあり。~~ 今の世より試みんとは植民政策の研究は

植民政策. — Kapitalistischer Sozialistischer. (Kautsky).
英書引用、大事。

第八章 植民政策の観念

~~植民政策は又は植民地の保有は除くの制度と比較研究として行はれかつ~~

~~とは称ら。その多くは所謂 "in a fit of absentmindness" の~~

~~結果。我は我れの過程にいつた~~ 一定進化の過程に於て 社会進化の

~~社会的現象として偶然的なる~~ ~~計画的研究の対象~~

集団的需求の必然に基く~~もの~~なり。然れども~~也は~~ ~~他の現象と~~

~~隔離すべきものに~~ ~~植民政策は~~ 社会現象 ~~に於ける~~ 自然現象に於ける rigid

~~なる観念に動かす人間の社会生活は偶然的なる事実は~~ ~~自然現象と~~

~~同一の~~ 社会~~現象~~政策は 価値の現象なり。その事実 価値判断

の対象なりとならす" 植民政策 政策は価値観念を以て指導せらる。

社会的政策は客観的には集団生活の必要より出でたるものと観念的

的には価値判断を伴ふものである。（九之の社会的行為は人類の意識を通じて行はるものである）

＊（広義）社会的政策に於ては

必然的に最大の価値を獲得

や。換言すれば最も合目的なる手段及目的の観念を伴ふものなり。

＊（広義）

植民政策とは植民政策に対する価値判断に基く合目的の方策の知識の実行なり。

~~それ故に植民地の設立及経営に対する価値判断なり。~~ ~~この判断は~~ ~~特殊社会環境~~

~~特殊の代表者に対して為さるると共に母国社会環境に於ても~~ ~~その社会的~~

~~価値判断の~~ その内容は植民地の設立及経営に関する如と 植民地に於ける政策に関する如と。

植民地も~~従之~~ 母国又は他邦 ~~すること~~ ~~の~~ ることが社会環境の変化により自分かの

の価値を有する（植民地の価値）。植民政策に関しては多分なる方策示唆

と社会環境の変化に応じる如や（植民政策の価値）に対する判断 ~~植民政策の内容とす。故に植民政策は~~ 社会環境の

~~必然的~~ 変化現象 ~~植民政策~~ ~~也~~ ~~関する意識的干渉なり~~ ~~植民政策である~~ 故に植民政策は 仮令に ~~現象~~ 多分に

して植民地を予防する如や。仮令に、及び多分に之を促進する如、

仮令に多分に植民地の社会的及経済的政策を指導する如の

内容と全く如しである。

~~植氏の意味の方向に対する研究の植氏的意味研究の内容と為すものである。~~ このうち植氏独自の有に対する価値判断は前章に於て之を述べその創設及発展に関しては第六章に於て見に説明を為したり。Lucas は植氏独自の有の事実に対し之を判定修正を施し又は放棄を宣言するは次も少年に対して大人となられの判を授き又は大人をして再び少年の状態に返らしめんとするの如きものなりとなし、且つ植氏は判定の内容に於ては弱少者に対する moral obligation ~~[illegible]~~ といへり。Introduction to Lewis. P. LIII. Giraud P.29. devoir の内容なりとす)。然し所謂大人小人の自己観は適切ならず。今父と多数の子女とを以て譬へて見るに、子女は全体として自然、たゝとも第三者の干渉を受ける所なく、而して既に成長せるものは之を養育すべきか、放棄すべきか或は他人家に入籍せしむるや、この養育方針は如何、既に成育の後之と如何なる関係を維持すべきやに付て第三者の干渉の対象となるなり。而して未成年の時期に於て子女を放棄することは父の義務に反すと雖も、成育の暁に於て之いつ迄も之を子供扱いにすると雖、元来の義務に反すべし。植氏は判定の内容~~に於ては義務の内容~~なりとする現実的の主張よりすれば義務の内容なりとする理想的主張よりする。~~植氏は植氏独自の~~政策の研究~~[illegible]~~は植氏独の放棄又は独立に関する研究とする。

植氏政策の主体は個人的主体と共同的主体とにある。植氏倫理に対する各者の価値判断は常に必ずしも同一の判定内容に立たない。~~植氏~~ 植氏に伴ふ主体的活動倫理に関する政策が一致せざる

* 本国政府の植民地に対する政策の根拠並に範囲の観念は一般に植民政策の範囲の研究に包括せらる。[illegible] 他人の行為に干渉すること[illegible]の内容なる。[illegible] 時代にありては ~~[illegible]~~ 本国政府の[illegible]干渉の範囲及び度合にて (Spain の Casa de Contratación) (Morris P.242) 本国政府の実力伴はざるときは特許会社が之に代りて広汎なる干渉を行ふ (例へば India Company 等)。自由主義の時代に至りては本国の植民地よりも撤廃し、之に対して[illegible]唯一の制度なる monopoly of trade を実行は制度なるものにあらざることを指摘する Adam Smith の性質なりなり。又J.S. Mill に至りては自治政治を原則と認めつつも為他人の[illegible]interest の共通の利益[illegible]を広く引用し (Adam Smith は只その[illegible]ことは[illegible]administration of justice 及 certain public works (例へば道路) の三つとしたるに過ぎず)。「他人の利益の増進」[illegible]「公共の利益」との項目にて[illegible]短縮[illegible]及後者に影響[illegible]大なる場合の項目にて Colonization と称せり。(Principle P.950-978) 級の議論は[illegible]人と植民地に対する本国の干渉[illegible]を[illegible]のみにあり[illegible]。[illegible]位の[illegible]対植民地の[illegible]Chamberlain が植民長になりし頃[illegible]政策の下に対植民地の[illegible]せられた (1895年) といふを例とせり (Egerton. XXth Century. P.1)。[illegible]、ドイツ政府が植民地会社の特許権を[illegible]回収したるは Privatkapital の植民地開発に対する[illegible]を[illegible]立つ植民地経営的発達の[illegible]政府の要求と[illegible]本国の政府を[illegible]しとの思想に基くものなり (Kübner. S. 227. 本訳)。立憲は本国の植民政策の[illegible]自由主義の時代に入りても[illegible]なり。[illegible]

* "Les colonies different autant des provinces de France que le moyen differe de la fin." 1765. Jan. 25. Martinique, 総督に対する国王の訓令 (Giraudet P.161)

French Revolution の精神は[illegible]人性に訴へ[illegible]人は自由平等なるのみ認め、従来は colonies に対し droit の観念のみありしに比し devoir の観念を生じたり

↓ 此講義 Note 第二「[illegible]」 * North Borneo Co. [illegible] charter [illegible] Gladstone [illegible]

第八章 植民政策の観念

植民政策は「資本主義の発達に於て先進諸国の集団的要求の必然に基きたるものにして偶然的なる気まぐれなる計画的なるものにあらず」[illegible]政策は自然政策に対するのみならず rigid なる[illegible]にあらざるのみならず植民地関係の創設に対して[illegible]に変革を要したるなり。本国の植民地機関は必ずしも植民者の利益にあらず、植民地の[illegible]は必ずしも本国の[illegible]変化せず。変革の政策の本質は他人[illegible]の交換たるものなり。

植民政策の客体は植民者より見れば土人であり、本国より見れば土人及植民者の双方なり。土人と植民者とは別らかに[illegible]なる[illegible]であるから本国の植民政策は[illegible]一様なるを例とせざるを原則とせず。*

本国より見たる植民政策の方針は従属 (L'Assujettissement)、自主 (L'autonomie) 及同化 (L'assimilation) の三主義あり。従属主義*とは単に土人に対するのみならず植民者に対しても厳しく支配者を厭みず本国自身の為め、即ち本国自身の為めにのみ植民政策を規律せんとする主義にして[illegible]革命に至る迄大体各国に採用せられ実行せる主義なり。(Conquistadores)。植民地の発展に従て見れば土人の政治的地位を全然隷属的たらしむるのみならず植民者たる自国民に対しても[illegible]権を認めず。植民地における議会は西印度及葡萄牙に於ては[illegible]に[illegible]を認めず。仏国については1787年、Holland については1903迄に至りて始めて之を設けたり。而して西、葡両国に於ては植民地に対する政策は全部本国より派遣する官吏をして之に対して Creoles を[illegible]すら任用せず。厳重なる caste system